

守口市公共施設等総合管理計画



平成 28 年 3 月策定

令和 4 年 3 月改訂

企画財政部財産活用課

目次

第1章 守口市公共施設等総合管理計画の改訂

1-1 背景と目的	1
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画期間	3
1-4 対象範囲	4

第2章 本市の現状と課題

2-1 人口	5
(1) 人口推移	5
(2) 将来人口推計	6
2-2 財政状況	7
(1) 歳入・歳出	7
(2) 財政の見通し	12
2-3 公共建築物の現状	15
(1) 施設別保有状況	15
(2) 築年別整備状況と有形固定資産減価償却率の推移	16
(3) 計画期間内に実施した対策の実績	17
2-4 インフラ資産の現状	20
(1) インフラ資産別保有状況	20
(2) 築年別整備状況	21
2-5 公共施設等の修繕・更新費の将来見通し	23
(1) 試算条件	23
(2) 維持管理・修繕・更新費の見通し（単純更新）	24
(3) 将来見通し（長寿命化更新）と効果額の算定	26

第3章 公共施設等マネジメント方針

3-1 対象施設	28
3-2 基本方針	29
3-3 基本目標の設定	30
3-4 実施方針	31
3-5 類型別施設状況	33
(1) 公共建築物	33
(2) インフラ資産	47

第4章 計画の推進

4-1 計画の進行管理・マネジメント.....	56
（1） P D C Aサイクルに基づくマネジメントの推進	56
（2） 推進体制.....	57
（3） 地方公会計の活用.....	57
（4） 進行管理のスケジュール	57

※本計画の策定にあたっては、令和3年3月31日現在の施設状況を基にしている。

第1章

守口市公共施設等総合管理計画の改訂

1-1 背景と目的

本市は大都市隣接の立地条件から人口が急増したことに伴い、昭和 40 年代中頃から昭和 50 年代の初め（1970 年代）にかけて「教育施設」「公営住宅」などの公共建築物や「道路」「上下水道」などのインフラ資産といった多くの公共施設を整備してきました。

その後、人口減少や少子高齢化が進み、社会の構造や市民ニーズが大きく変化しており、公共サービスのあり方を見直す必要性に迫られています。また、これまで整備してきた公共施設の老朽化が顕在化しており、多くの公共施設が一斉に改修・更新時期を迎え、多額の維持更新費が必要になると予測されます。

一方、財政面を見ると、人口減少等による市税収入の伸び悩み、少子高齢化の進行に伴う扶助費等の義務的経費の増大など、財政構造は硬直した状態で、財政状況は引き続き厳しいものと予想されます。

このような状況は、本市が目指す将来都市像「いつまでも住み続けたいまち 守口～暮らしやすさが、ちょうどええ♪～」の実現に大きく影響を及ぼすことが懸念されます。

こうした課題を解決し、健全で持続可能な都市づくりを行いながら将来都市像を実現するためには、個々の公共施設を単に管理するのではなく、公共施設全体を「貴重な経営資源」として捉え、まちづくりの視点を含めて効果的かつ効率的に活用・運用していく「資産経営」が必要となっています。

このため、本市では、将来の市民ニーズを見据えた施設サービス・公共施設のあり方を見直し、計画的かつ効率的な公共施設の整備や維持管理による施設の長寿命化、利活用促進や適正配置、統廃合を進めることで将来の財政負担を軽減し、都市経営の健全性を維持するため、今後の取り組みの方向性を示す「守口市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という）基本方針編を、平成 26（2014）年度に策定しました。

その後、施設別方針編を平成 27（2015）年度、計画推進編を平成 28（2016）年度に策定し、これらの「総合管理計画」に基づく個別施設計画等を通して、公共施設の長寿命化、利活用促進や適正配置、統廃合を進めているところです。

さらなる「資産経営」を推進するため、「総合管理計画」基本方針編策定後 7 年間の進捗状況や個別施設計画の内容を踏まえ、「総合管理計画」の改訂を行います。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、本市における最上位計画である「第 6 次守口市総合基本計画」と整合を図り、将来都市像「いつまでも住み続けたいまち 守口～暮らしやすさが、ちょうどええ♪～」を実現することを最終目標としています。

また、本計画は公共建築物及びインフラ資産の各分野別計画の基本的な方針を示したものと位置づけ、各計画の更新に応じて相互に反映します。

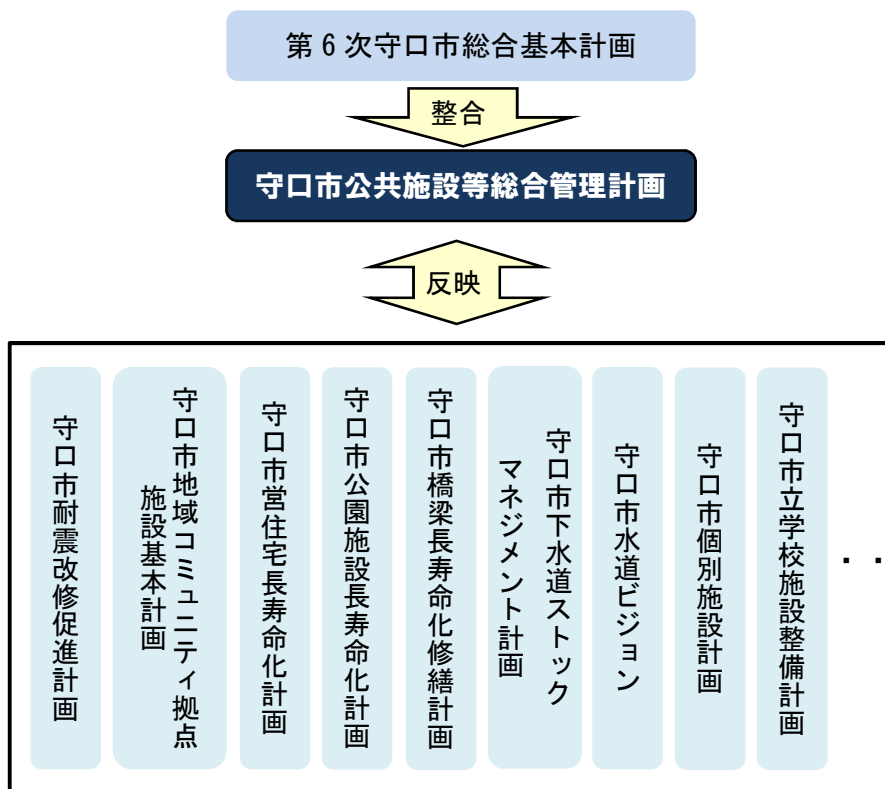


図 1-1 「守口市公共施設等総合管理計画」の位置づけ

1-3 計画期間

本計画は、公共施設の寿命が数十年に及び、中長期的な視点が必要であることから平成 26(2014)年度から令和 25(2043)年度までの 30 年間の将来推計に基づき策定します。

計画期間については、平成 26(2014)年度から令和 25(2043)年度までの 30 年間を計画期間とします。

なお、本改訂により、平成 26(2014)年度から令和 3(2021)年度までの 8 年間を第 1 期計画、令和 4(2022)年度から令和 13(2031)年度までの 10 年間を第 2 期計画、令和 14(2032)年度から令和 25(2043)年度までの 12 年間を第 3 期計画としたローリング計画とします。第 2 期計画以降は、計画に基づいて、各長寿命化計画を策定・改訂し、計画を推進します。

また、経済環境や社会保障、制度の変更など試算の前提条件に変更が生じた場合は、適宜見直しを行うものとします。

なお、本計画は、基本方針編、施設別方針編、計画推進編の 3 編構成としていましたが、本改訂において、1 編に統合しています。

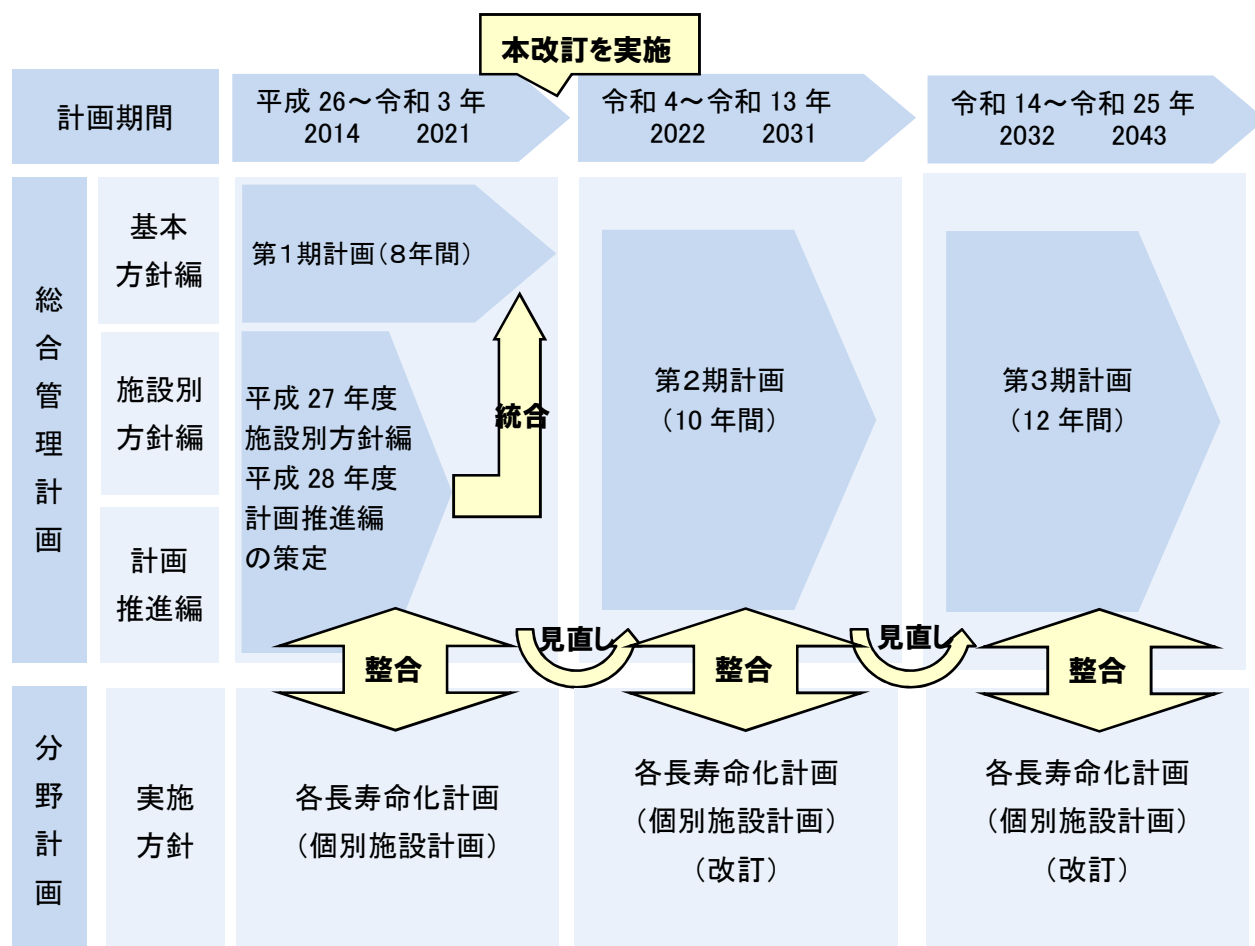


図 1-2 計画の位置づけと計画期間

1-4 対象範囲

本市の所有する財産のうち、全ての公共施設等（公共建築物及びインフラ資産）を対象とします。

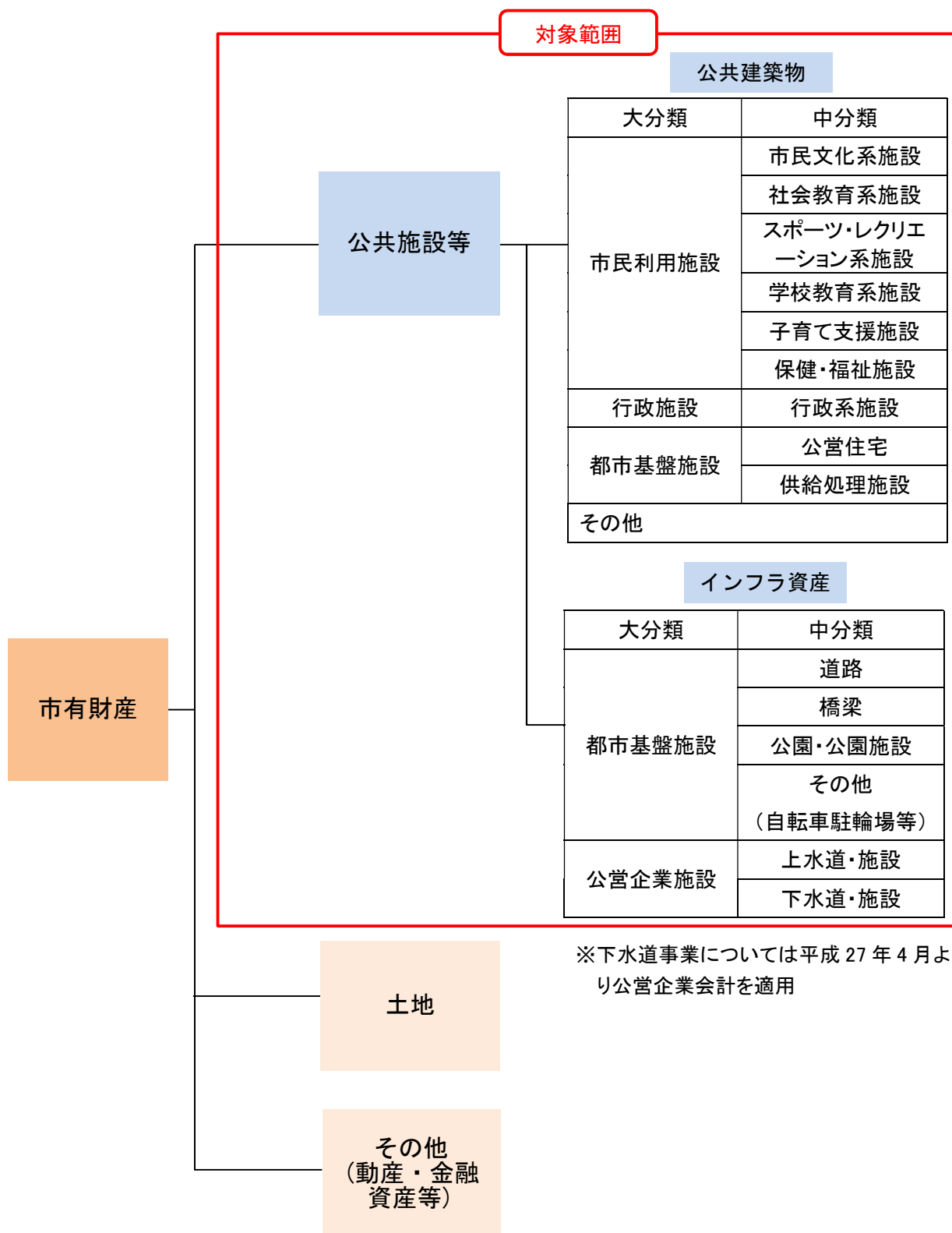


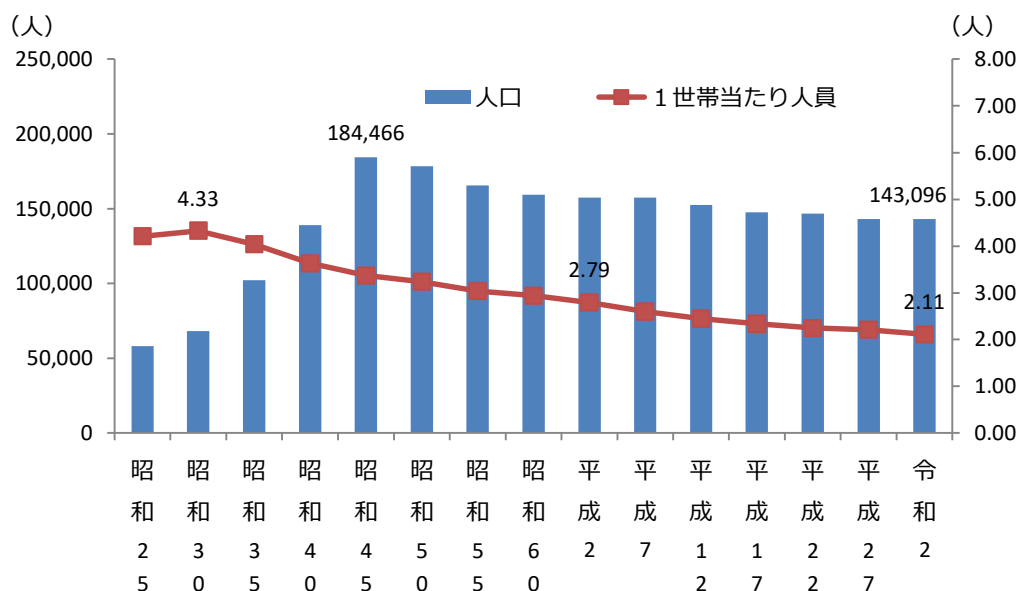
図 1-3 本計画の対象範囲

第2章 本市の現状と課題

2-1 人口

(1)人口推移

本市の人口は昭和 45（1970）年をピークとして減少局面に入り、現在まで人口は減少傾向が続いています。1 世帯当たりの人員は、昭和 30（1955）年をピークに減少し、平成 27（2015）年には 2.21 人となっています。近年の人口の推移を住民基本台帳人口（各年 10 月 1 日現在）によれば、平成 21（2009）年頃までの一時期は横ばいで推移していましたが、それ以降は再び減少傾向となっており、平成 23（2011）年から令和 2（2020）年までの 9 年間で、3,000 人以上の減少となっています。しかしながら、ここ近年は再び横ばいで推移しています。

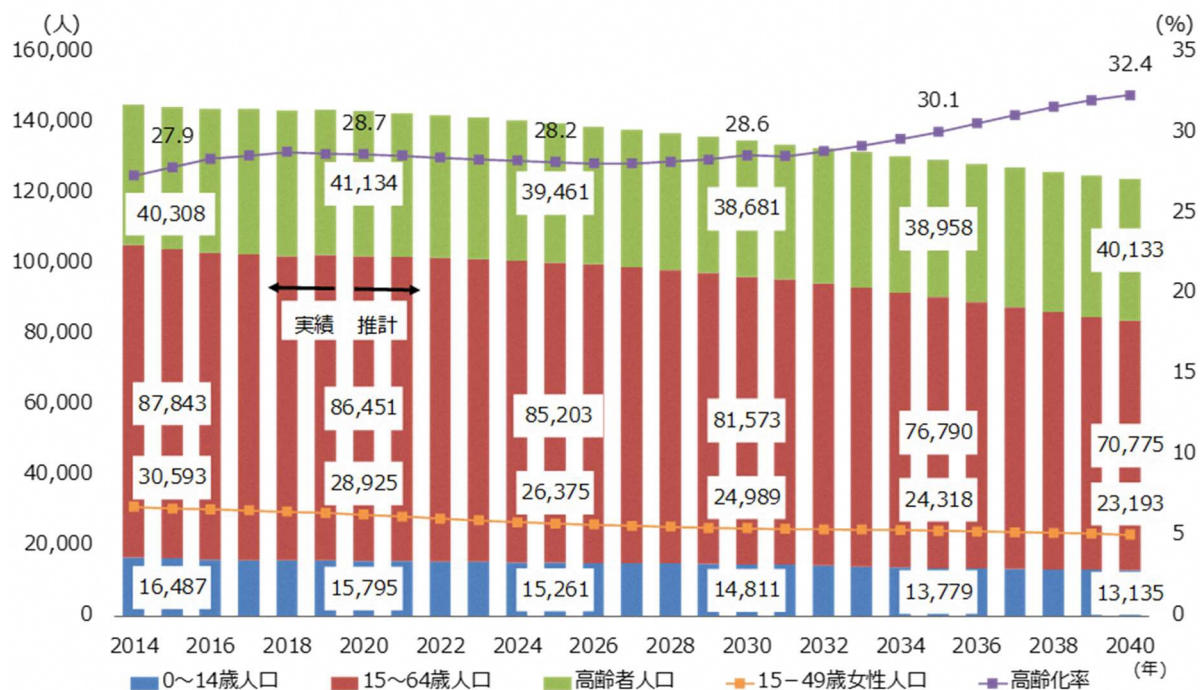


(2) 将来人口推計

社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」の守口市の将来人口推計では、人口は一貫して減少を続け、令和 27 (2045) 年には 12.4 万人まで減少するものと推計されています。

将来人口の年齢構成をみると、生産年齢人口（15～64 歳）、年少人口（0～14 歳）、15 歳～49 歳女性人口が減少し、老年人口（65 歳以上）が横ばいという状況になっています。特に、生産年齢人口、年少人口、15 歳～49 歳女性人口の減少が現実のものとなると、市の将来像に大きな影響を及ぼしていくものと考えられます。

本市は、「第 6 次守口市総合基本計画」において、令和 7（2025）年における目標人口を 14 万人と定めていますが、その人口構成に着目し、生産年齢人口、とりわけ、働き盛りの世代や子育て世代の定住定着が重要と認識しています。このため、人口目標の達成に向けて、自然動態の観点からは「若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえること」、社会動態の観点からは「子育てファミリー世帯の守口定住を促すこと」、さらに長期的な観点からは「良いイメージをもって守口を誇りに思う子どもを増やし、育てること」をそれぞれ目指しています。



出典：守口市人口ビジョン（令和 3 年 3 月改訂版）

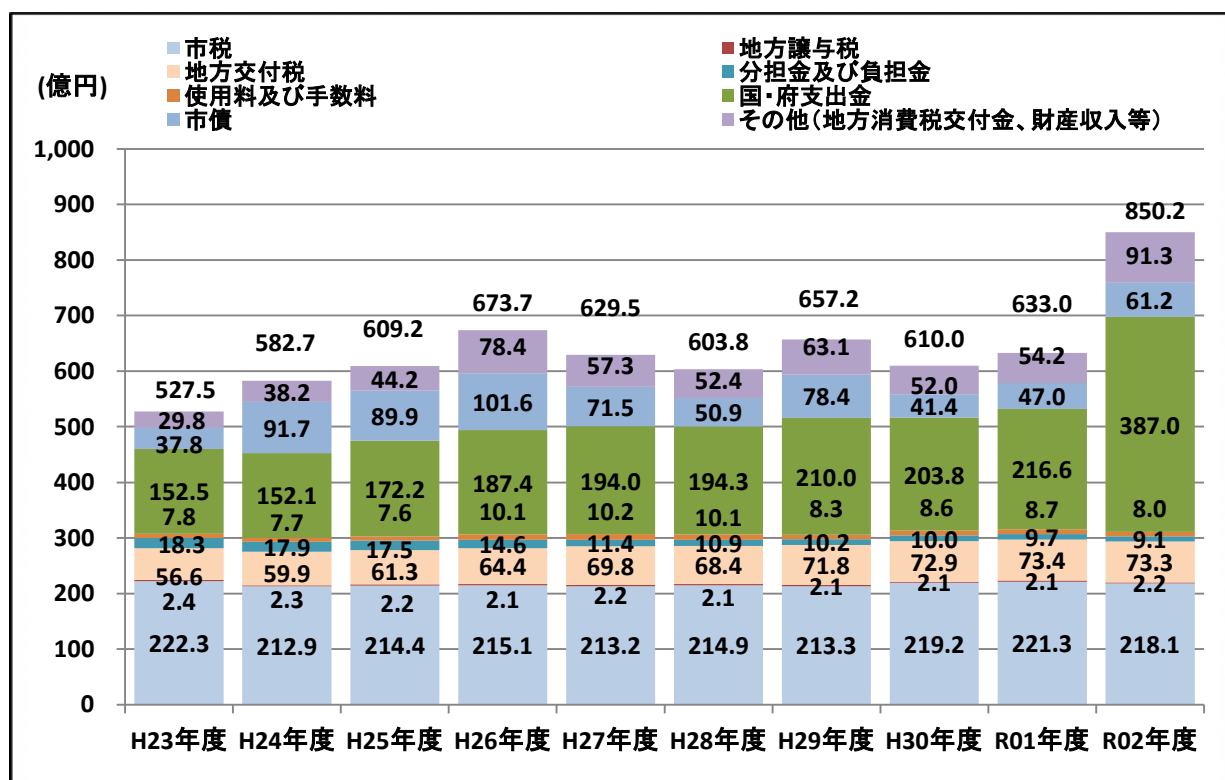
図 2-3 将来人口の推計

2-2 財政状況

(1) 歳入・歳出

1) 普通会計

本市の財政規模（普通会計）は、令和元（2019）年度までの9年間で528～674億円程度で推移していましたが、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染対策に伴う国・府支出金の増大により、歳入総額が850億円程度と大幅に増加しました。



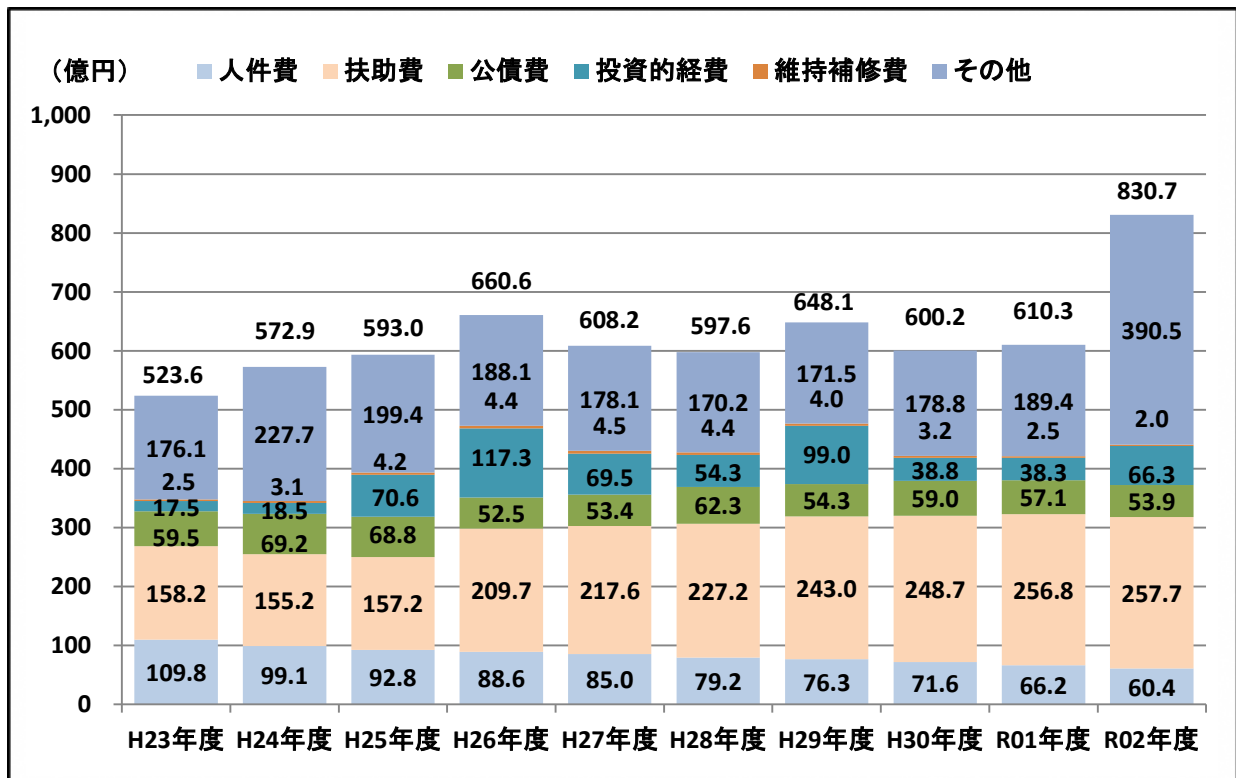
出典：地方財政状況調査票より集計

図 2-4 歳入の推移（普通会計）

歳出は、令和元（2019）年度までの9年間で524～661億円で推移していましたが、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染対策に伴う補助費等の増大により、歳出総額が830億円程度と大幅に増加しました。

令和元（2019）年度までの歳出内訳を見ると、固定的に支出される義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の割合は約62%となっています。人件費は減少傾向にある一方、扶助費が増加傾向になっており、今後、少子高齢化の進行とともに、扶助費の増加傾向は続くものと考えられます。

公共施設等の整備更新等に係る投資的経費は、小中学校の工事（耐震補強工事や、統合中学校の建設用地の取得、校舎棟の新築工事等）のほか、新庁舎整備事業等により、平成25（2013）年度から平成29（2017）年度まで大きく推移、その後は減少しています。また、公共施設の維持に要する維持補修費は、約2～4億円で推移しています。



出典：地方財政状況調査票より集計

図 2-5 歳出の推移（普通会計）

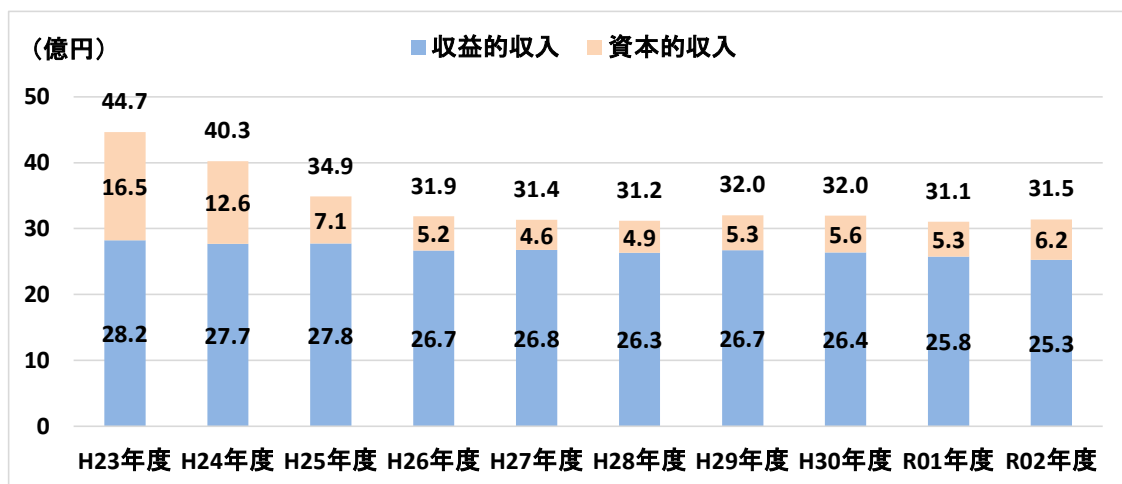
2) 公営企業会計

公営企業会計として、水道事業及び下水道事業の収入・支出の推移をまとめています（下水道事業に関しては、平成 27（2015）年 4 月より公営企業会計が適用されています。）。

① 水道事業

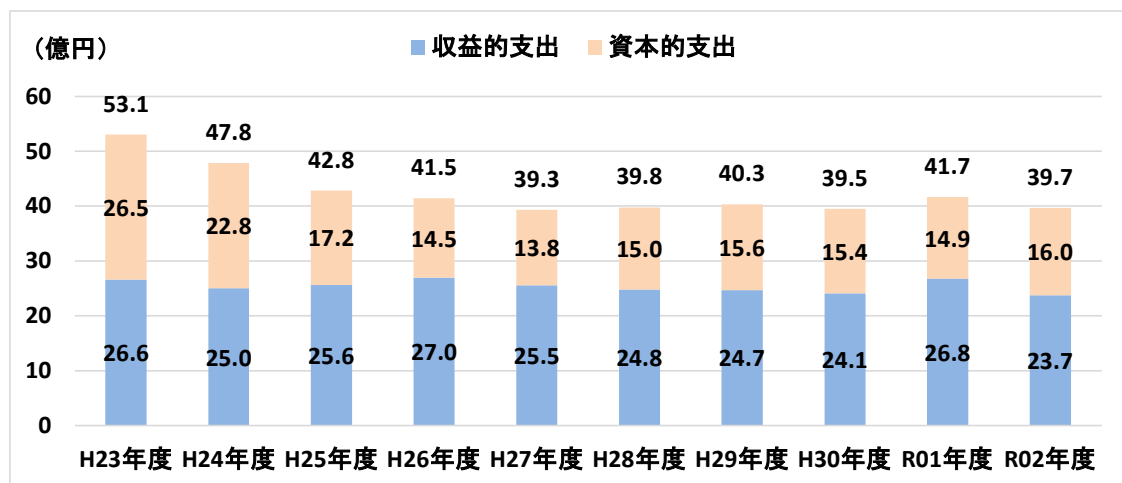
水道事業の収入は、平成 23（2011）年度の 44.7 億円が最も高く、令和元（2019）年度の 31.1 億円が最も低い値であり、平均額は 34.1 億円となっています。支出は平成 23（2011）年度の 53.1 億円が最も高く、平成 27（2015）年度の 39.3 億円が最も低い値であり、平均額は約 42.6 億円となっています。

各年度の総収支は 7.5～10.6 億円のマイナスになっていますが、全ての年度において資本的収支（資本的収入-資本的支出）がマイナスになっていることによるもので、不足分は損益勘定留保資金等で補填しています。一方、収益的収支（収益的収入-収益的支出）は平成 26（2014）、令和元（2019）年度は純損失となっていますが、それ以外は各年度 1.3～2.7 億円の純利益を計上しています。



出典：水道事業会計決算書より集計

図 2-6 収入の推移（水道事業）



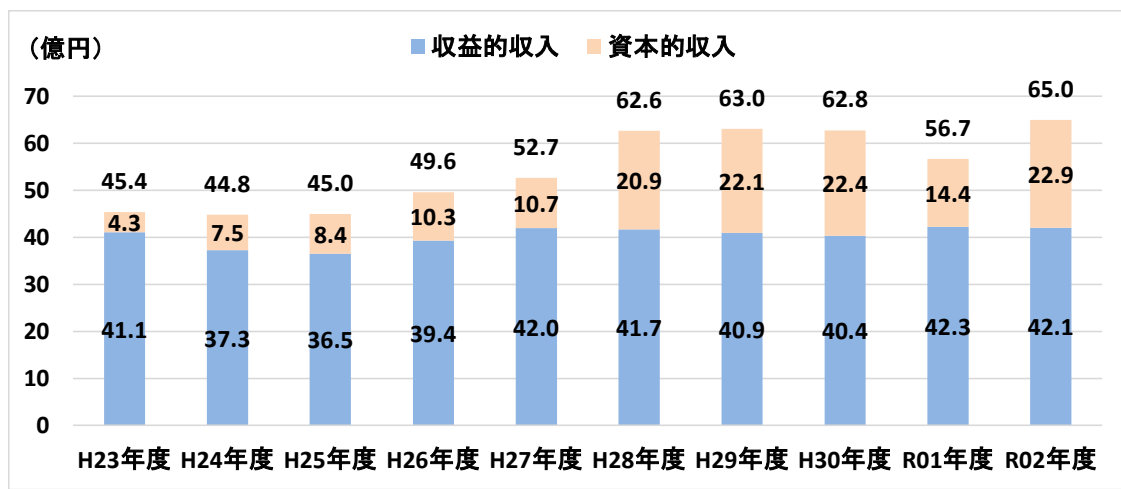
出典：水道事業会計決算書より集計

図 2-7 支出の推移（水道事業）

② 下水道事業

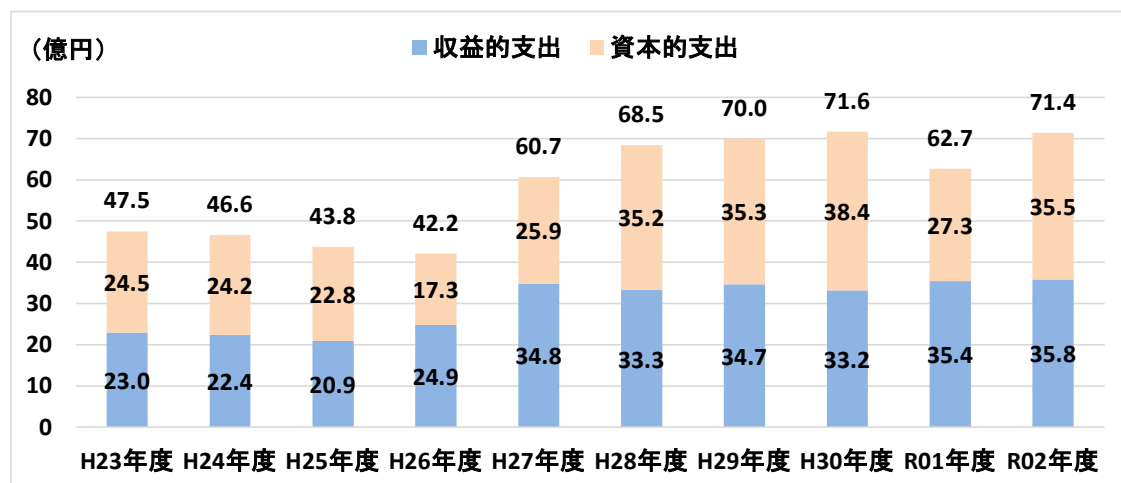
下水道事業の収入は、令和 2（2020）年度の 65.0 億円が最も高く、平成 24（2012）年度の 44.8 億円が最も低い値となっています。支出は平成 30（2018）年度の 71.6 億円が最も高く、平成 26（2014）年度の 42.2 億円が最も低い値となっています。

公営企業会計が適用となった平成 27 年度以降の各年度の総収支は 6.0～8.8 億円のマイナスになっています。また、全ての年度において資本的収支（資本的収入-資本的支出）がマイナスとなっていますが、不足分は損益勘定留保資金等で補填しています。一方、平成 27 年度以降の収益的収支（収益的収入-収益的支出）は各年度 6.2～8.4 億円の利益を計上しています。



出典：下水道事業会計決算書より集計

図 2-8 収入の推移（下水道事業）

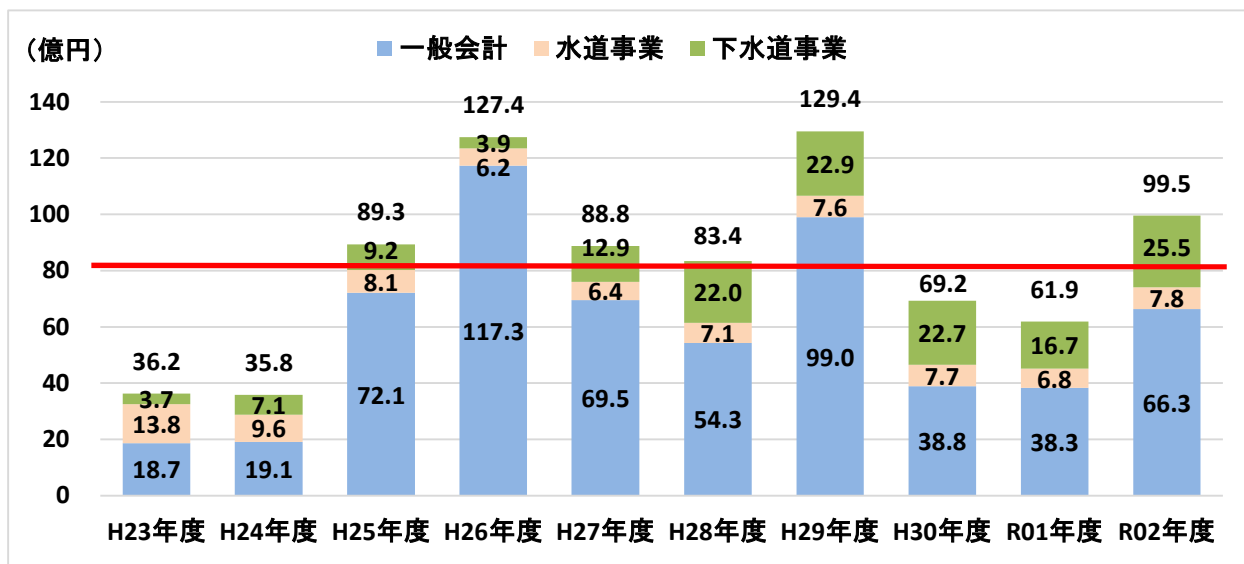


出典：下水道事業会計決算書より集計

図 2-9 支出の推移（下水道事業）

3) 投資的経費

市全体（普通会計+公営企業会計）の投資的経費は、平成 23～令和 2（2011～2020）年度の平均で年間約 82.1 億円、最高額は平成 29（2017）年度の 129.4 億円、最低額は平成 24（2012）年度の 35.8 億円となっています。



出典：守口市決算資料より集計

図 2-10 投資的経費の推移（普通会計+公営企業会計）

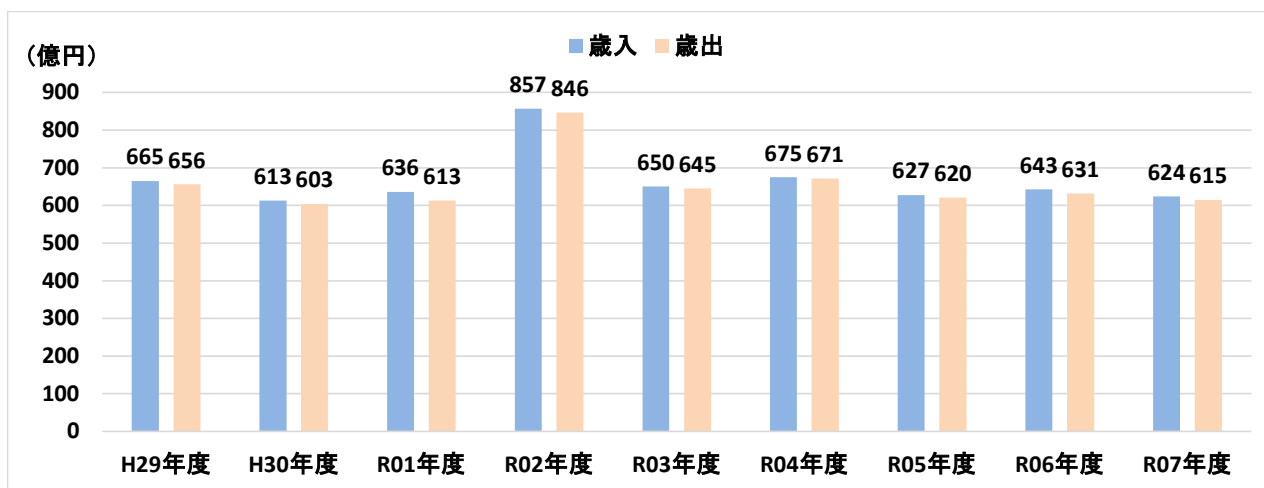
(2) 財政の見通し

1) 普通会計

今後の財政見通しは、歳入面では市税や地方交付税など一般財源の大幅な伸びが見込めないことに加え、歳出面では扶助費等の増加が見込まれています。

歳入・歳出は全体的にみると緩やかに減少していますが、令和 4（2022）年度では前年度よりも増加するなど、実態を踏まえた予測になっています。しかしながら、将来的には、経済の低成長に加え、人口減少、少子高齢化の進行から一般財源（税収等）の伸びがほとんど見込めないこと、一方で、扶助費等の増加は確実に見込まれていることを考えると、公共施設自体をよりコンパクトにしていかなければ投資的経費に確保できる予算は縮減を余儀なくされていく可能性があります。

今後もさらなる行財政改革を引き続き行い、強固な財政基盤を確立する必要があります。



出典：平成 29～令和 2(2017～2020)年度は決算額。

令和 3（2021）年度以降は、「地方公共団体における財政収支見通しの作成に関する調査研究報告書」（地方公共団体金融機構）を参考に算出した予測値。

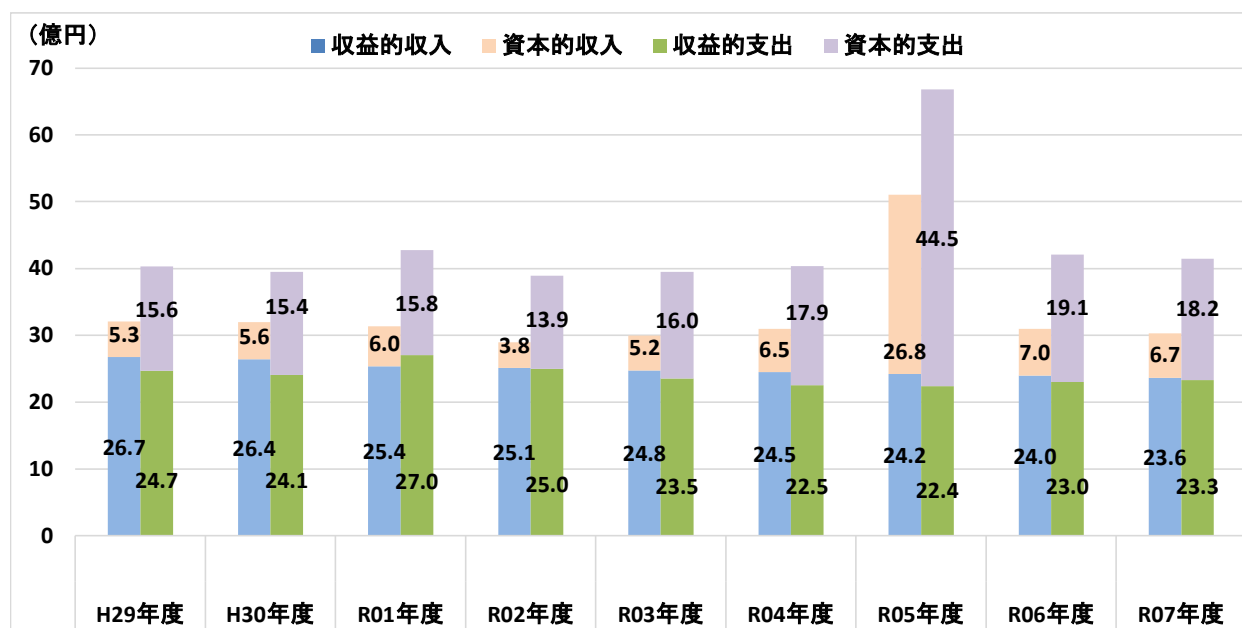
図 2-11 守口市財政収支の見通し

2) 公営企業会計

① 水道事業

収益的収支は、給水収益が減少傾向で推移すると予測され、支出において経費の抑制を見込んでいます。

資本的収支は、水道施設の耐震化をはじめとする建設改良事業を計画しており、毎年約 10 億円の収支不足額が発生していますが、損益勘定留保資金等で補填することとしています。



出典：平成 29～30（2017～2018）年度は決算額。

令和元年（2019）度以降は、「守口市水道事業経営戦略」による予測値。

図 2-12 水道事業の収支見通し

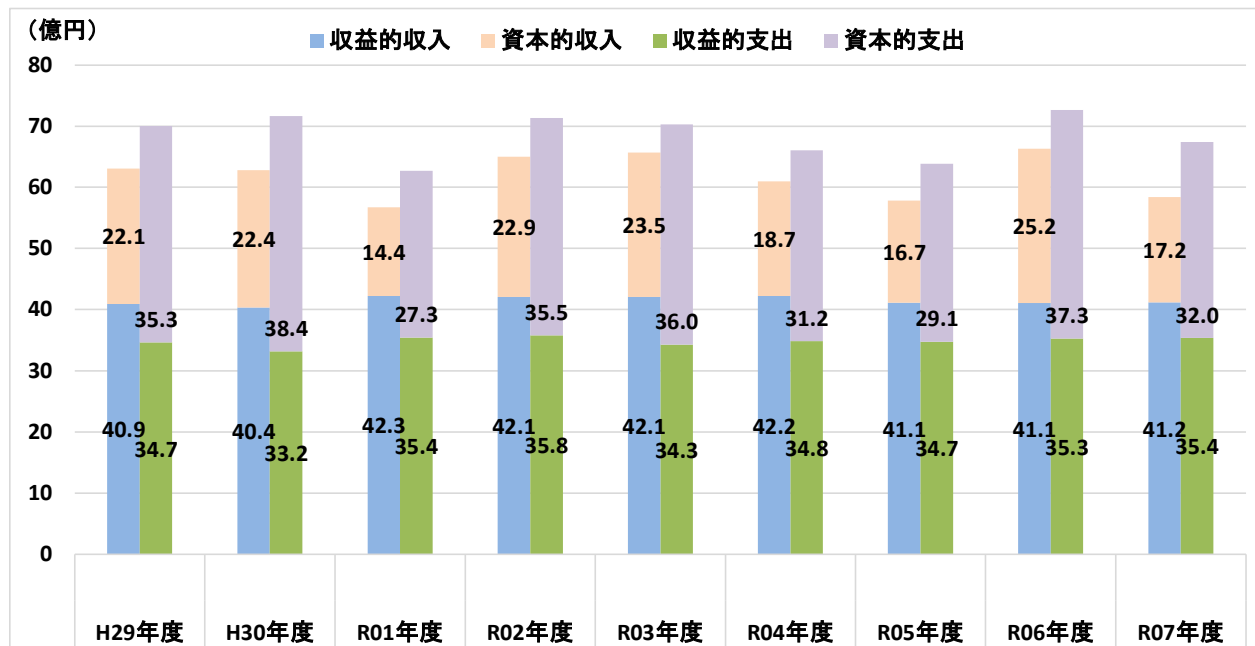
② 下水道事業

下水道事業は、支出が収入を上回る状況が続いています。

なお、下水道事業は、平成 27（2015）年 4 月より公営企業会計が適用されています。

収益的収支は、下水道使用料が減少傾向で推移すると予測されていますが、支出においては、職員給与費の抑制を見込んでいます。

資本的収支は、建設改良費として毎年約 20 億円の支出を計画しており、毎年約 13 億円の収支不足額が発生する見込みですが、損益勘定留保資金等で補填することとしています。



出典：平成 29～30（2017～2018）年度は決算額。

令和元年（2019）度以降は、「守口市下水道事業経営戦略」による予測値。

図 2-13 下水道事業の収支見通し

2-3 公共建築物の現状

(1) 施設別保有状況

市の公共建築物の延床面積は、令和 3（2021）年 3 月 31 日現在で、285,024.39 ㎡になっています。施設の分類別に見ると、小中学校等の学校教育系施設が 159,954.00 ㎡と全体の 56.1%を占めており、次いで、公営住宅 38,869.41 ㎡（13.6%）、市庁舎の行政系施設 27,492.94 ㎡（9.6%）の順となっています。

また平成 26（2014）年度と比較して公共建築物全体の延床面積は 27,714.85 ㎡減少しています。増減要因は次のとおりです。

- ・市庁舎について、旧三洋電機本社第 1 ビルを取得改修し、平成 28（2016）年度内に市庁舎機能を移転したこと等により、行政系施設の面積が 16,583.05 ㎡増加
- ・学校教育系施設の大規模な再編を平成 26（2014）年度以降に実施したこと等により、学校教育系施設の面積が 16,902.45 ㎡減少
- ・生涯学習情報センターが守口市立図書館として社会教育系施設に変更となっていること等により、市民文化系施設の面積が 9,548.85 ㎡減少
- ・市立幼稚園・保育所の統合・廃止、認定こども園への集約化及び民間移管等により、子育て支援施設は面積が 7,965.67 ㎡減少
- ・クリーンセンターについて、一部を残し、大阪広域環境施設組合での共同処理及び民間委託に移行し廃止したことにより供給施設は 6,833.68 ㎡減少

表 2-1 施設種別ごとの延床面積と割合

種別	延床面積（㎡） 平成 26 年 3 月	延床面積（㎡） 令和 3 年 3 月	面積（㎡） 増減	面積割合 令和 3 年 3 月
市民文化系施設	14,714.00	5,165.15	▲ 9,548.85	1.8%
社会教育系施設	14,819.45	18,536.62	+ 3,717.17	6.5%
スポーツ・レクリエーション系施設	13,867.63	13,549.14	▲ 318.49	4.8%
学校教育系施設	176,856.45	159,954.00	▲ 16,902.45	56.1%
子育て支援施設	12,739.26	4,773.59	▲ 7,965.67	1.7%
保健・福祉施設	17,427.92	13,872.95	▲ 3,554.97	4.9%
行政系施設	10,909.89	27,492.94	+ 16,583.05	9.6%
公営住宅	39,749.29	38,869.41	▲ 879.88	13.6%
供給処理施設	6,959.08	125.40	▲ 6,833.68	0.0%
その他	4,715.07	2,703.99	▲ 2,011.08	1.0%
合計	312,758.04	285,043.19	▲ 27,714.85	100.0%

※現時点で保有している解体予定の資産 40,597.39 ㎡については、対象外施設として上記表には含めておりません。（対象外施設の一覧は 47 ページ参照）

(2) 築年別整備状況と有形固定資産減価償却率の推移

本市の公共建築物は、高度経済成長期の産業人口の流入（社会増）と、これに伴う人口の増加（自然増）に対応するため、昭和 40（1960）年代前半に学校教育系施設や公営住宅など多くの施設が整備されたため、築年数 30 年以上の施設が約 60%と大規模改修が必要となっています。また、旧耐震基準の適用時期に建築された公共建築物の延床面積は、142,799 m²（50.1%）となっています。

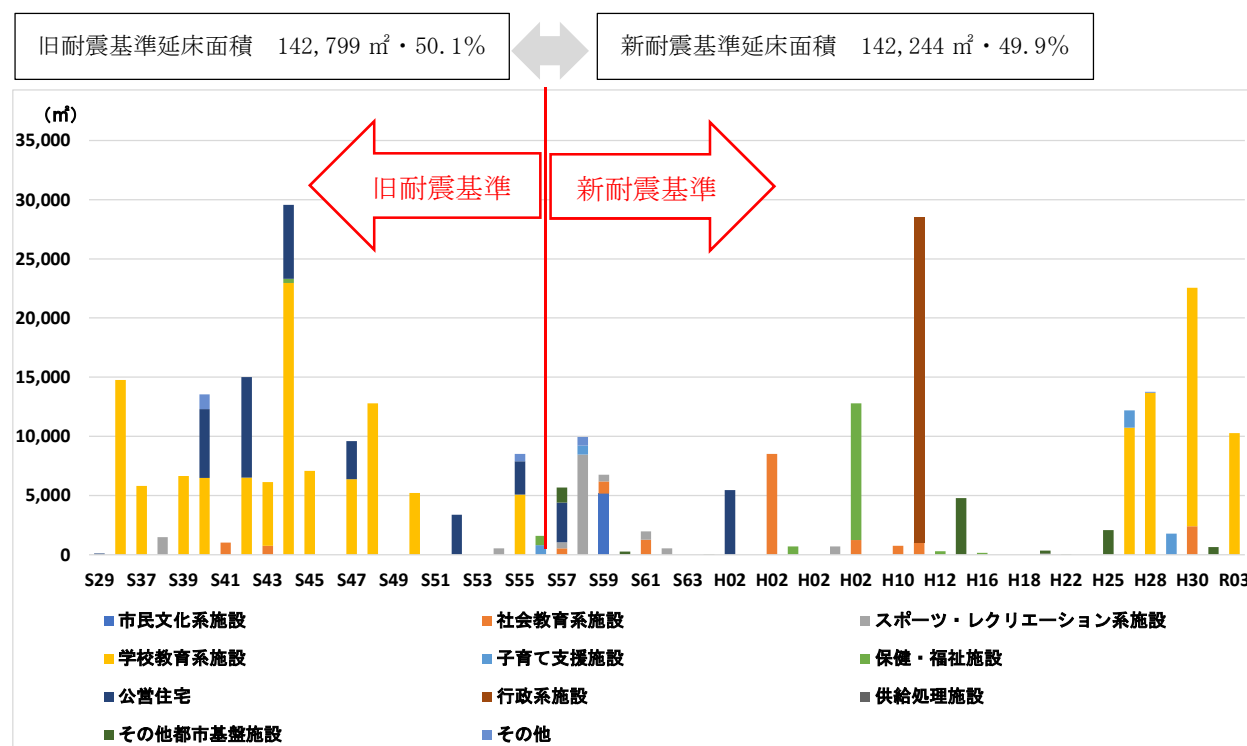
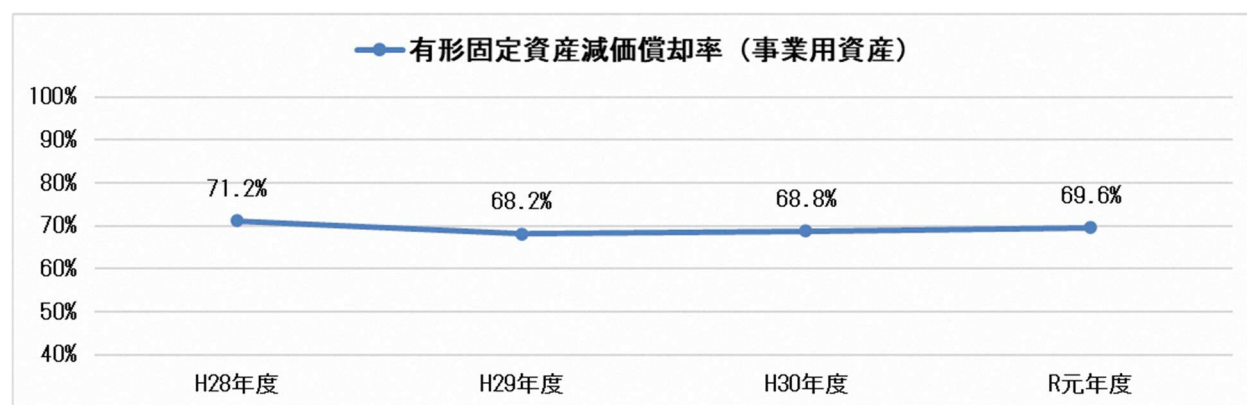


図 2-14 築年別整備状況

また、事業用資産（公共建築物）の有形固定資産減価償却率については 70%前後で推移しており、著変動はありません。



出典：各年度の一般会計等財務書類より算出

図 2-15 有形固定資産減価償却率の推移

【3】計画期間内に実施した対策の実績

① 《市立認定こども園への集約化及び民間移管に伴う統合・廃止について》

◆東部エリアの計画の進捗状況◆

平成 30（2018）年度に、にじいろ認定こども園が新築開園しました。
とうだ幼稚園、おおくぼ幼稚園、大久保保育所、金田保育所、佐太保育所については、閉園後解体を行いました。

旧にわくぼ幼稚園（平成 27（2015）年度閉園）については、今後解体し、跡地は、新たな庭窪コミュニティセンターの整備用地として活用します。

◆中部エリアの計画の進捗状況◆

平成 29（2017）年度に、外島認定こども園が開園しました。
やくも幼稚園については、平成 29（2017）年度に閉園しました。

◆南部エリアの計画の進捗状況◆

平成 28（2016）年度に、あおぞら認定こども園が開園しました。
大宮保育所については、閉園後解体を行いました。
とうこう幼稚園については、さくら小学校の整備に併せて解体を行いました。

② 《規模適正化および老朽化等教育環境整備による小・中学校の統合・廃止について》

◆小規模校の規模適正化を図る統合◆

・寺方小学校と南小学校の統合

旧第二中学校用地において、統合校新築工事を行い、平成 30（2018）年度に寺方南小学校を開校しました。旧南小学校については令和 3（2022）年度に解体を完了しており、今後、敷地の一部を公園として整備する予定です。

旧寺方小学校については、跡地利用について検討を行った後、適切な時期に解体を行います。

・三郷小学校と橋波小学校の統合

平成 30（2018）年度に、橋波小学校を仮校舎として統合校（さくら小学校）を開校しました。旧三郷小学校については、平成 30（2018）年度に解体後、同用地において新校舎新築工事を行い、令和 3（2021）年度にさくら小学校新校舎として供用開始しました。

さくら小学校の仮校舎としていた旧橋波小学校のうち、体育館については、改修を行った上で南部エリアコミュニティセンター体育室として活用する予定です。残る学校敷地については公園として整備する予定であり、これに伴い、校舎については解体を行います。

◆老朽化等教育環境整備を図る統合◆

・東小学校と大久保小学校の統合

平成 28（2016）年度に、東小学校を仮校舎としてよつば小学校を開校しました。

旧大久保小学校については、平成 28（2016）年度に解体後、同用地において新校舎新築工事を行い、平成 30（2020）年度によつば小学校新校舎として供用開始しました。

よつば小学校の仮校舎としていた旧東小学校については、本市東部地域最大の多目的公園として「よつば未来公園」の整備工事（校舎解体）及び体育館改修工事を行っており、令和 4（2022）年度に完成予定です。

③ 《エリアコミュニティセンター、地区コミュニティセンターの整備について》

◆東部エリアの計画◆

- ・東部エリアコミュニティセンター（体育室を含む）は、旧藤田中学校跡地に新築し、平成 30（2018）年度に供用を開始しました。
- ・庭窪コミュニティセンター（体育室を含む）は、旧にわくぼ幼稚園跡地に新築し、令和 8（2026）年度中の供用開始を目指しています。
- ・庭窪コミュニティセンター分室、東部コミュニティセンター、東コミュニティセンター（体育室除く）は東部エリアコミュニティセンター供用開始と同時に閉館しました。庭窪コミュニティセンター分室及び東部コミュニティセンターについては、閉館後解体を行いました。
- ・東部エリアコミュニティセンター東体育室は、旧よつば小学校の仮校舎としていた旧東小学校体育館を公園施設として改修整備し、代替機能を確保した上で、令和 4（2022）年度末をもって廃止予定です。

◆中部エリアの計画◆

- ・中部エリアコミュニティセンターは、守口市役所地下 1 階を活用して平成 29（2017）年度に供用開始しました。
- ・中央コミュニティセンター体育室は中部エリアコミュニティセンター体育室として継続して活用しています。
- ・北部コミュニティセンター、八雲東コミュニティセンターは、体育室も含め、修繕等を適宜行いながら継続して活用しています。
- ・中央コミュニティセンターは、中部エリアコミュニティセンター供用開始と同時に閉館し、解体を行いました。

◆南部エリアの計画◆

- ・南部エリアコミュニティセンターは、市民保健センター内を活用して平成 30（2018）年度に供用開始しました。
- ・南部エリアコミュニティセンター体育室は、さくら小学校の仮校舎としていた旧橋波小学校の体育館を改修整備し、令和 4（2022）年度中に供用開始予定です。それまでの間は、旧第四中学校の体育館を活用しています。
- ・錦コミュニティセンターは、旧勤労青少年ホーム跡地に新築し、令和 5（2023）年度中の供用開始を目指しています。

なお、新しいコミュニティセンターの完成後に現錦コミュニティセンターは解体し、跡地は、災

害時用備蓄物資の保管機能に加え、大規模災害時に国や府からの支援物資を受け入れる集配機能を備えた「(仮称) 南部防災センター」を整備する予定です。

- ・西部コミュニティセンターは、修繕等を適宜行いながら継続して活用する予定です。なお、西部コミュニティセンターについては、旧さつき小学校跡地の一部にレクリエーションホールを整備し、令和3(2021)年度に供用開始しました。
- ・三郷コミュニティセンター、南部コミュニティセンターは、南部エリアコミュニティセンター供用開始と同時に閉館し、解体しました。

④ 《老人福祉センター（佐太・菊水）の集約化について》

旧老人福祉センター（佐太・菊水）については、活動の場としての機能をコミュニティ施設等へ集約化し、廃止しました。今後、第3次もりぐち改革ビジョン（案）に基づき、施設解体及び建物付き用地売却等について、検討していきます。

2-4 インフラ資産の現状

(1) インフラ資産別保有状況

インフラ資産の保有量を表 2-2 に示しています。

平成 26 (2014) 年 3 月と比較して、最も増減幅の大きい下水道の管路延長においても 4.0%の増加と、著しい増減なく、設備を適切な規模で維持管理していく段階にあるといえます。

表 2-2 インフラ資産の保有量

種別	主な施設	平成 26 年 3 月		令和 3 年 3 月	
道路	道路延長	201,297 m	1,296,522 m ²	202,104 m	1,303,160.1 m ²
	橋梁	50 橋	4,605 m ²	49 橋	4,581.4 m ²
	トンネル	—	—	—	—
上水道	管路延長	311,460 m		313,834 m	
	上水道施設	7,236.53 m ²		7,236.53 m ²	
下水道	管路延長	350,475 m		364,498m	
	下水道施設	22,928.03 m ²		22,928.03 m ²	
公園	公園	184 公園		183 公園	

(2) 築年別整備状況

1) 道路（橋梁）

橋梁の供用開始年別橋梁数及び供用開始年度別橋面積を示します。

橋梁の建設が最も多かったのは昭和 38～47（1963～1972）年の 10 年間であり、合計 25 橋が架設されています。これらは、供用開始後 50 年前後と老朽化が進んでいます。次のピークは昭和 60～平成 9（1985～1997）年であり、合計 17 橋が架設されています。

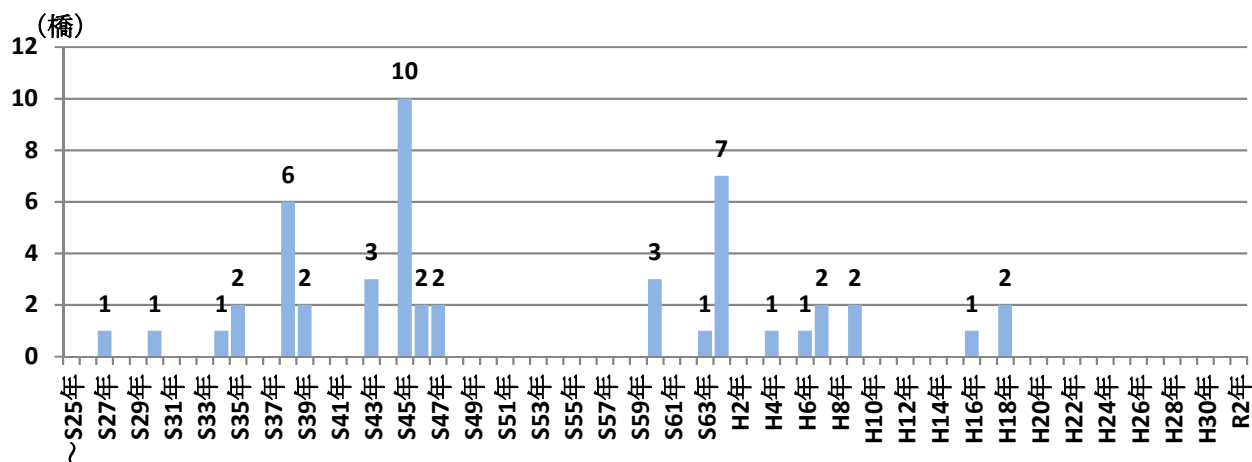


図 2-16 供用開始年別橋梁数

単年として最も建設された橋面積の値が大きいのは、昭和 60（1985）年です。これは、クリスタル橋、アポロン橋、3 号橋という大規模な歩道橋が 3 橋供用されたことによります。これらの橋も供用開始後 40 年を超えてきており、老朽化が進んでいます。

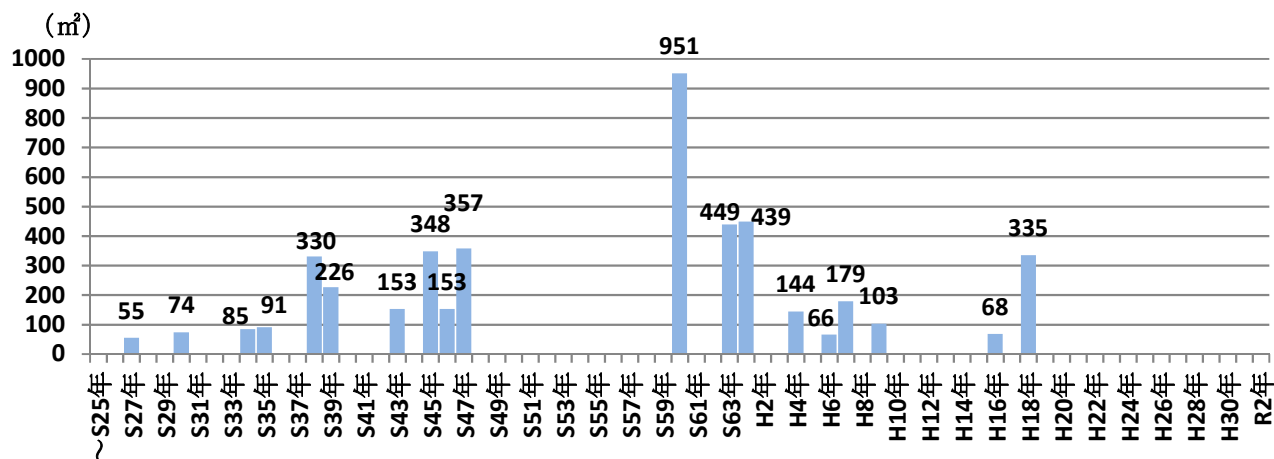


図 2-17 供用開始年別橋面積

2) 上水道

水道管の敷設年別延長を示します。

敷設のピークは昭和 44～55（1969～1980）年の 12 年間であり、126.7 km に上ります。平成 4～9（1992～1997）年の 6 年間は年間敷設 3km 以下と少ない時期となっていますが、平成 10 年（1998）以降は年間敷設 4～6km 程度で推移しています。

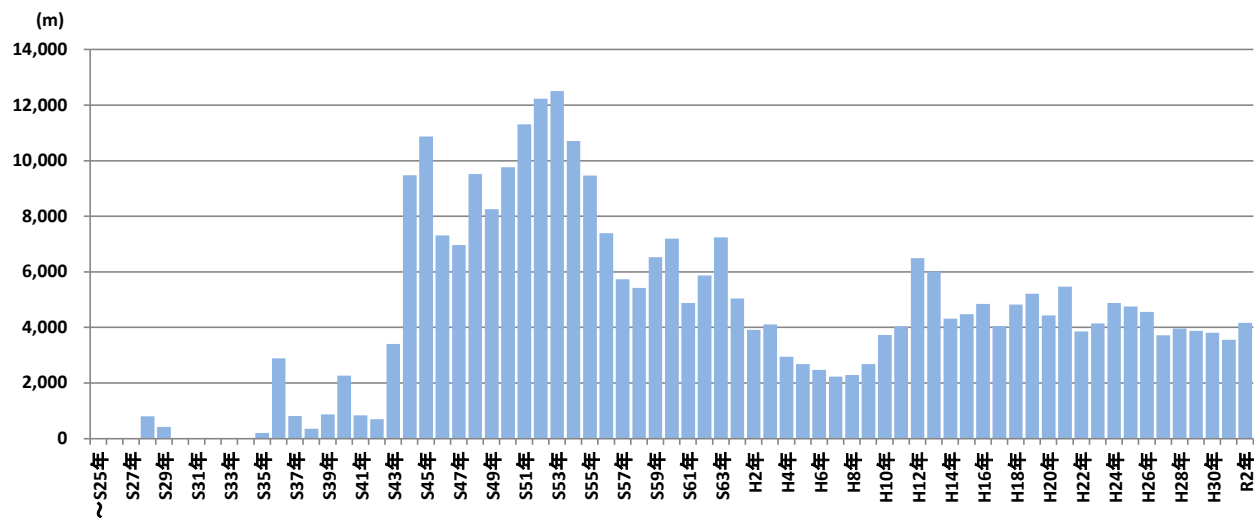


図 2-18 水道管の敷設年別延長

3) 下水道

下水道管の敷設年別延長を示します。

昭和 45～59（1970～1984）年（15 年間）の敷設延長敷設量は 201.9km に上り、全体の 55.4% を占めています。また昭和 63 年（1988 年）以降、年間敷設約 2km 程度で推移しています。

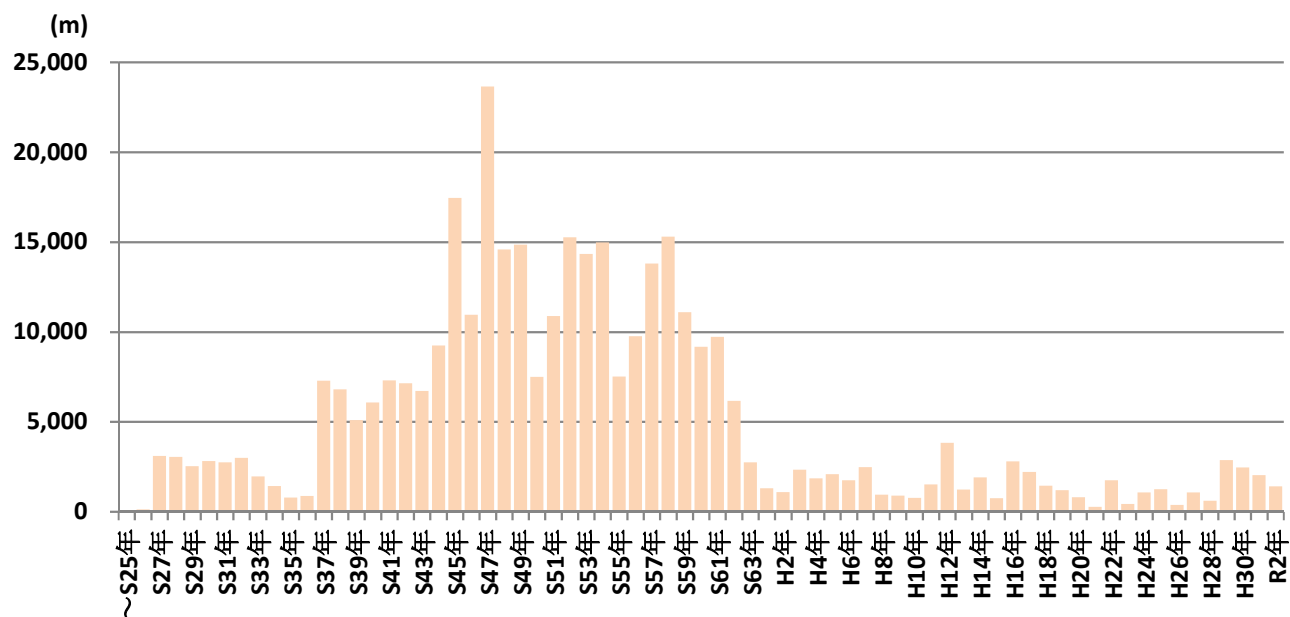


図 2-19 下水道管の敷設年別延長

2-5 公共施設等の修繕・更新費の将来見通し

(1) 試算条件

公共施設等（公共建築物、インフラ資産）の概算事業費（維持管理・修繕・更新費）の将来見通しの試算を実施しました。

表 2-3 に概算事業費の将来見通しの試算条件を示します。なお、概算事業費の算定にあたっては、現在の規模のまま維持し続ける場合の計画的（時間計画）保全を想定した「単純更新パターン」のほか、長寿命化試算が可能な公共建築物・インフラ資産については、長寿命化を行う場合を想定した「長寿命化パターン」を試算しています。

表 2-3 維持管理・修繕・更新費の将来見通しの試算条件

施設		試算条件
公共建築物		【個別施設計画対象施設】 ・ 守口市個別施設計画（令和 3 年 3 月）で算出された計画値を用いる。 （単純更新・長寿命化それぞれの概算額を集計） 【学校施設】 ・ 守口市立学校施設整備計画（令和 3 年 3 月）で算出された計画値を用いる。 （単純更新・長寿命化それぞれの概算額を集計） 【その他の施設】（公営住宅施設、供給処理施設等） ・ 守口市個別施設計画（令和 3 年 3 月）における算出方法に準じて算定。 （単純更新・長寿命化それぞれの概算額を集計）
インフラ資産	道路	更新年数：15 年
	橋梁	更新年数：60 年 長寿命化試算においては、守口市橋梁長寿命化修繕計画（平成 25 年 3 月）における長寿命化効果額を反映。
	上水道	守口市水道事業経営戦略（令和元年 12 月）で算出された計画値を用いる。 計画対象期間外の事業費については以下の条件に基づき試算。 【上水道管路】 ・ 管路更新年数：40 年 【上水道施設】 ・ プラント大規模改修：30 年（更新費の 50%を計上） ・ プラント更新：60 年（更新費 100%を計上）
	下水道	守口市下水道事業経営戦略（令和 3 年 3 月）で算出された計画値を用いる。 計画対象期間外の事業費については以下の条件に基づき試算。 【下水道管路】 ・ 管路更新年数：50 年 【下水道施設】 ・ 下水道事業の投資財政計画のポンプ場整備費と処理場整備費の推計値を用いる。
	公園	守口市公園施設長寿命化計画（平成 26 年 2 月）で算出された計画値を用いる。

(2)維持管理・修繕・更新費の見通し(単純更新)

1) 公共施設等（公共建築物、インフラ資産）

公共施設等の概算事業費の30年間の見通しでは、平均すると年間73.1億円が必要となります。

年度ごとの概算事業費を見ると、更新及び大規模改修の積残しのある令和12（2030）年度までの10年間でピークとなっています。

特に水道、下水道といったインフラ資産の更新投資費用や、老朽化した公共建築物の建替え費用が多額に見込まれています。

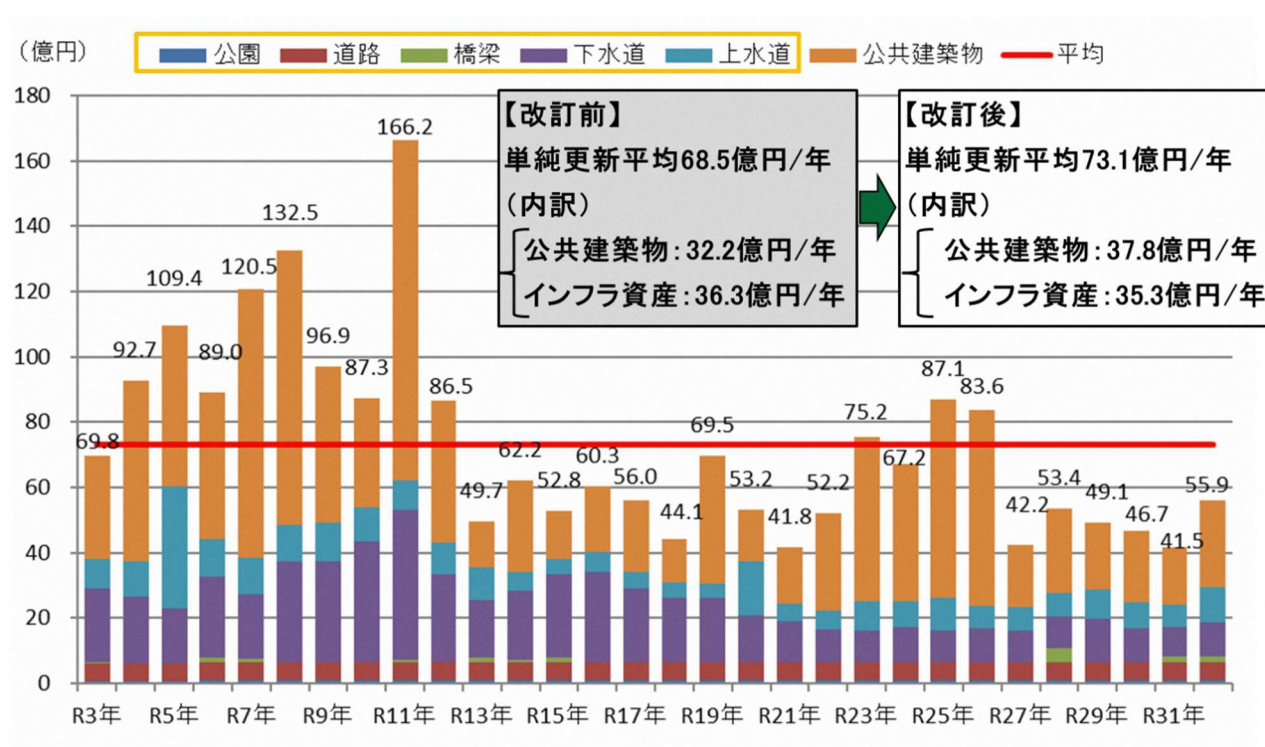


図 2-20 公共施設等の概算事業費の見通し（30 年）

なお、平成26（2014）年度時点と比較して、施設総量は減少していますが、公共建築物の概算事業費は増加しています。これは、今回の概算事業費算定にあたっては、個別施設計画や学校施設整備計画における試算結果を集計していますが、これらの計画における概算事業費には、施設に係る日常的な維持管理費、部位修繕も加味されていることによります。

2) 公共建築物

公共建築物の概算事業費の30年間の見通しでは、平均すると年間37.8億円が必要となります。

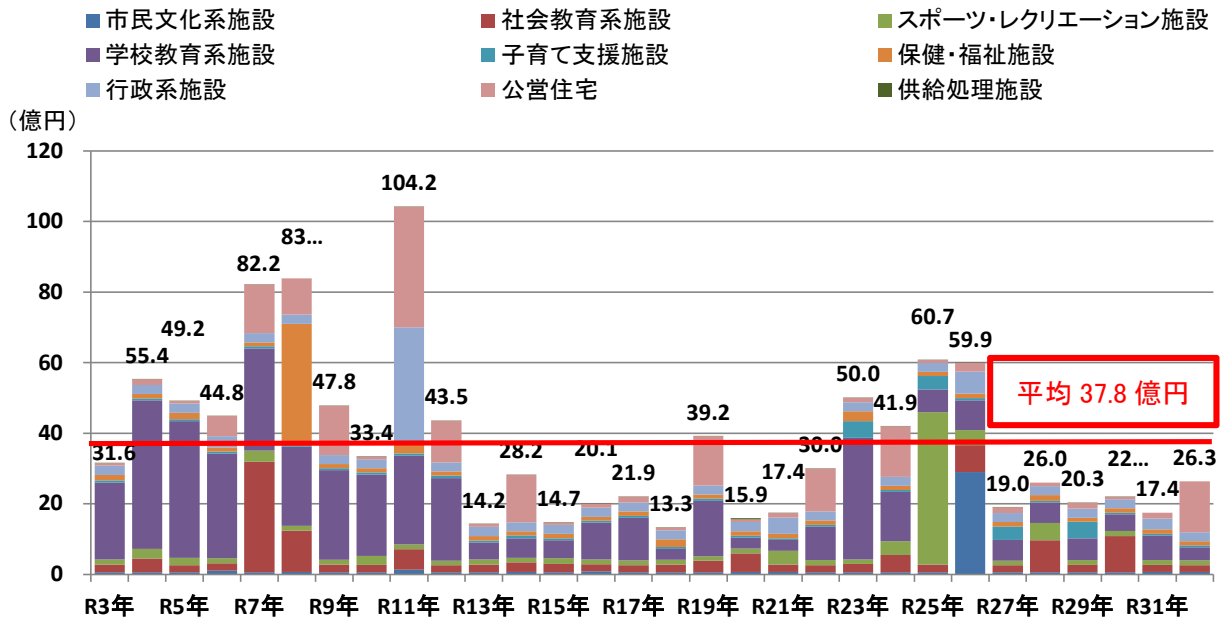


図 2-21 公共建築物の概算事業費の見通し (30 年)

3) インフラ資産

インフラ資産の概算事業費の30年間の見通しでは、平均すると年間35.3億円が必要となります。

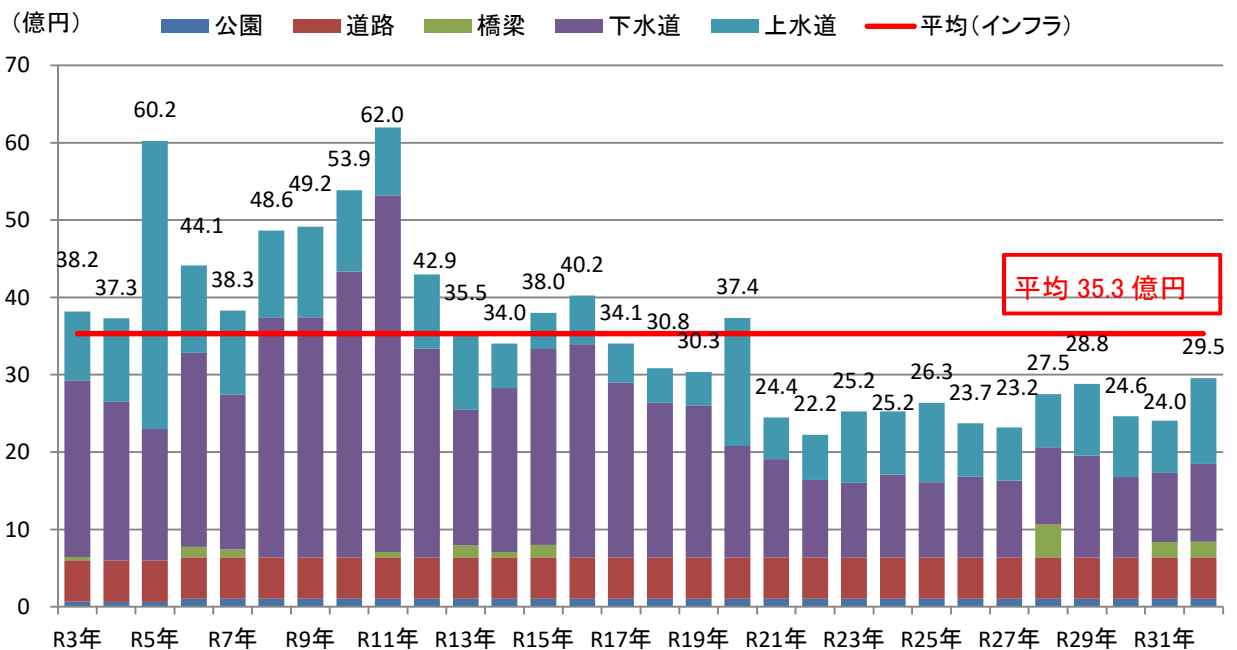


図 2-22 インフラ資産の概算事業費の見通し (30 年)

(3)将来見通し(長寿命化更新)と効果額の算定

1) 公共建築物

長寿命化更新における公共建築物の概算事業費の30年間の見通しは、平均すると年間32.8億円となり、単純更新と比較して年5.0億円の効果額が算出されています。

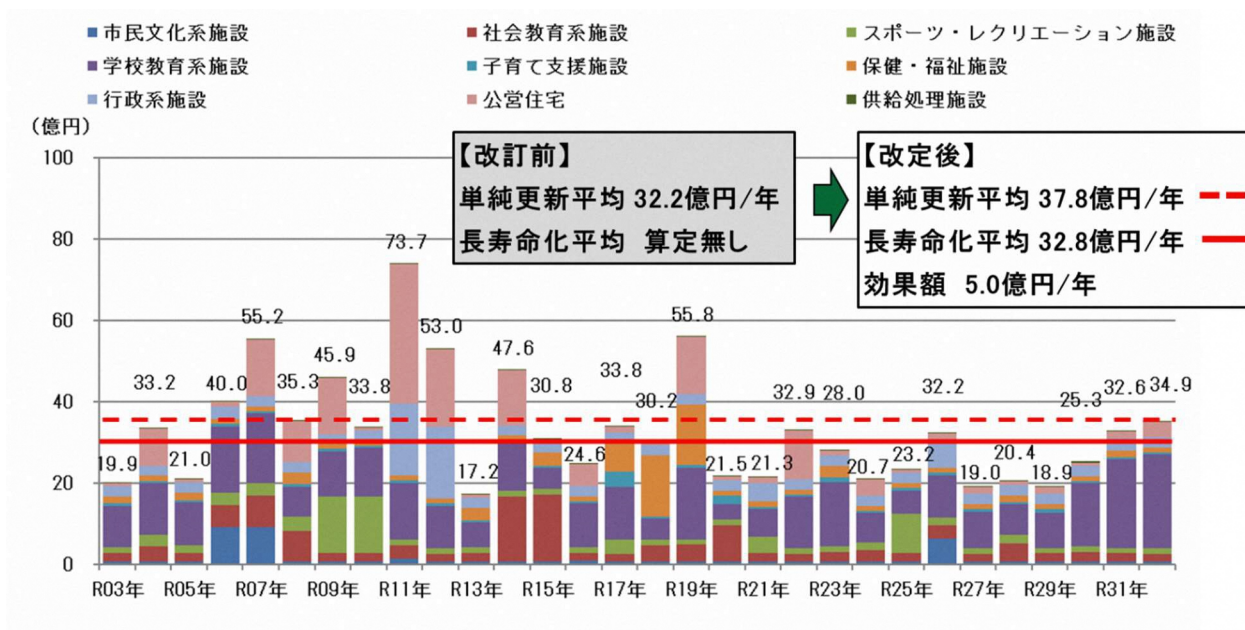
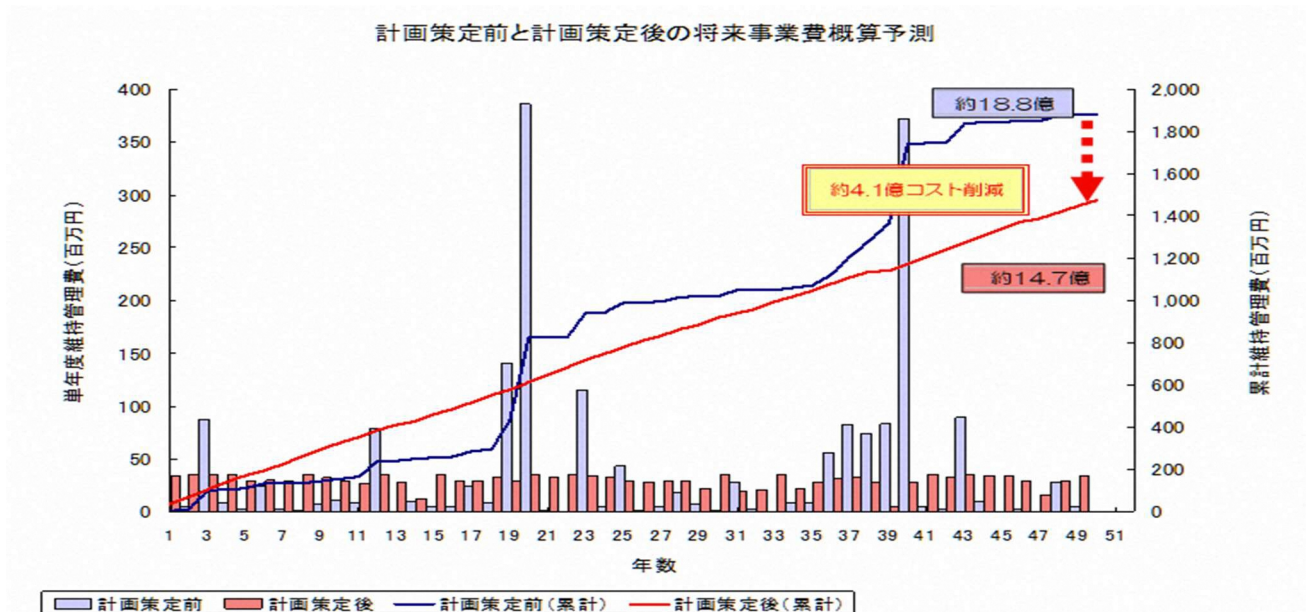


図 2-23 公共建築物の長寿命化対策更新の概算事業費の見通し(30年間)と効果額

2) 橋梁

橋梁については、守口市橋梁長寿命化修繕計画によれば、50年間の長寿命化効果額は約4.1億円と算出されています。



出所:「大阪府守口市橋梁長寿命化修繕計画」(平成25年(2013)3月)

図 2-24 橋梁の長寿命化対策更新の概算事業費の見通し(50年間)と効果額

3) 効果額のまとめ

公共建築物・橋梁における長寿命化対策による今後 30 年間の効果額、及び道路・公園、上水道、下水道を含めた単純更新の合計額をまとめると、表 2-4 のとおりです。

公共建築物と橋梁について長寿命化更新を行った場合の概算事業費の試算は、合計 2,039.6 億円となり、年平均額は 67.9 億円となります。

将来的な財政運営を考えると、単純更新した場合と比べ、年 5.2 億円の経費削減効果があります。

表 2-4 長寿命化更新による概算事業費の効果額（30 年間）

公共施設等	長寿命化対策			長寿命化更新を行なった場合	耐用年数経過時に単純更新した場合	長寿命化対策等の効果額
	維持管理・修繕	改修	更新等			
	①	②	③	④ = ① + ② + ③	⑤	⑥ = ⑤ - ④
公共建築物	365.2 億円	342.7 億円	274.3 億円	982.2 億円	1134.4 億円	152.2 億円
橋梁				13.1 億円	15.6 億円	2.5 億円
道路・公園				(※) 190.3 億円	190.3 億円	
上水道				(※) 282.5 億円	282.5 億円	
下水道				(※) 571.5 億円	571.5 億円	
合計				(※) 2039.6 億円	2194.3 億円	157.7 億円
30 年間平均の額				67.9 億円	73.1 億円	5.2 億円

※ 道路・公園、上水道、下水道については、
単純更新した場合の金額を合計

第3章

公共施設等マネジメント方針

3-1 対象施設

本市が保有している公共建築物・インフラ資産を対象とします。

表 3-1 に対象施設一覧を示します。

表 3-1 対象施設一覧

	大分類	中分類	小分類	施設数	規模	主な施設名等
公共建築物	市民利用施設	市民文化系施設	文化施設	1 施設	5,165.15 m ²	守口文化センター
		社会教育系施設	図書館	1 施設	18,536.62 m ²	守口市立図書館
			博物館等	9 施設		もりぐち歴史館、コミュニティセンター(8)
		スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	8 施設	13,549.14 m ²	コミュニティセンター体育室(7)、市民体育館
		学校教育系施設	学校	21 施設	159,954.00 m ²	小学校(13)、中学校(7)、さつき学園
		子育て支援施設	幼保・こども園	3 施設	4,773.59 m ²	こども園(3)
			幼児・児童施設	1 施設		児童センター
		保健・福祉施設	高齢者福祉施設	2 施設	13,872.95 m ²	さんあい広場(2)
			障がい福祉施設	4 施設		障がい者・高齢者交流会館、わかたけ園、旧わかくさ園、わかくさ・わかすぎ園
			保健施設	1 施設		守口市民保健センター
	行政施設	行政系施設	庁舎等	1 施設	27,492.94 m ²	市庁舎
	都市基盤施設	公営住宅等	公営住宅・改良住宅	10 施設	38,869.41 m ²	市営住宅団地(10)
		供給処理施設		2 施設	125.40 m ²	クリーンセンタースtockヤード管理棟、大日測定局
	その他			5 施設	2,703.99 m ²	旧さくら小学校屋内運動場、旧よつば小学校体育館、旧にわくぼ幼稚園他
	対象外施設			26 施設	40,597.39 m ²	旧寺方小学校、クリーンセンター他
インフラ資産	都市基盤施設	道路	道路	202,103m	1,302,742.00 m ²	一般道路、自転車歩行者道
			橋梁	49 橋	4,581.00 m ²	PC 橋(19)、RC 橋(21)、鋼橋(5)、その他(4)
		公園	公園	183 公園	—	都市公園(60)、児童公園(92)、その他(31)
			公園施設(建築物)	34 施設	2,932.75 m ²	便所、管理棟他
		その他	その他	12 施設	9,393.98 m ²	道路公園管理資材倉庫、錦倉庫、自転車駐輪場(8)、放置自転車大日保管所、公衆トイレ(2)
	公営企業施設	上水道	上水道管	313,834m	—	導水管、配水管
			上水道施設	2 施設	7,236.53 m ²	守口市浄水場、東郷配水場
		下水道	下水道管	364,498m	—	コンクリート管、陶管、塩ビ管、更生管
			下水道施設等	6 施設	22,928.03 m ²	下水終末処理場、ポンプ場(4)、大枝調整池

3-2 基本方針

本市の現状や課題を踏まえ、健全で持続可能な都市経営を実現するために、以下の 3 つの方針に基づき、公共施設等のマネジメントを推進します。

基本方針1 公共施設等の最適化 ～施設を持ち続けることに執着しない～

- 人口の減少や少子高齢化の進行、市民ニーズの変化、財政状況等を踏まえ、総合的な評価のもと、適正な施設保有量とします。
- 本市が保有する公共建築物は、昭和 30～40 年代（1950 年代後半～1970 年代前半）の高度経済成長期の人口急増に対応するために建設されたものが多く、老朽化が進んでいます。他方、施設によっては最盛期の人口等と比較して必ずしもその水準を維持する必要のないものもあり得ます。このため今後は耐震化や建替えをしながら現有施設全てを将来にわたって保有し続けるのではなく、市民へのサービス水準を維持しながら施設保有量の適正化を図ります。
- インフラ資産は、市民生活における重要性及び道路、上下水道といった施設種別ごとの特性を踏まえ、中長期的な視点で総量の適正化を図ります。

基本方針2 長寿命化の推進 ～ムダをなくす～

- 日常的及び定期的な点検・診断を実施し、計画的な維持管理による施設の長寿命化の推進及び財政負担の縮減を図ります。また、公共建築物及びインフラ資産の長寿命化計画と財政計画を連動させ、改修費等の財政負担の平準化を図ります。
- 公共建築物の修繕は、対症療法としての事後保全が主ですが、点検・診断等により計画的に修繕を行う予防保全により、公共建築物の長寿命化を図り、大規模修繕費の削減や単年度当たりの改修費等の財政負担の縮減と平準化を図ります。
- インフラ資産は、施設ごとの長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理を推進するとともに、新技術による施設の長寿命化及び財政負担の縮減と平準化を図ります。

基本方針3 「官」から「民」へのシフト ～民間資源を活用しスリムな行政をめざす～

- 民間でも提供できるサービスか行政にしかできないサービスかを見極め、民間企業等の持つノウハウや資金の活用も視野に入れ、財政負担の軽減やサービス水準の向上を図ります。

3-3 基本目標の設定

「総合管理計画」計画推進編において、一人当たりの公共建築物等延床面積を平成 32（2020）年度末に約 2.42 ㎡とすることを数値目標として設定していましたが、令和 3（2021）年 3 月時点で、一人当たりの公共建築物等延床面積は約 2.30 ㎡となっており、達成しています。

一方で、公共建築物の延べ床面積は、平成 26（2014）年度から令和 3（2021）年度までで 25,869 ㎡（約 8.3%減）となっており、すでに公共施設再編が進んできています。また、長寿命化更新を行った場合の公共施設等の概算事業費の 30 年間の見通しは、平均すると年間 67.9 億円となっており、過去 10 年間の投資的経費の平均 82.1 億円を下回っています。将来の財政において、同水準の投資的経費を確保し続けられれば、将来の公共施設等の更新や施設維持に必要な財源は確保可能な見通しであり、投資的経費が著しく不足するような状況は、現時点では想定されないことから、延床面積に関する数値目標の設定については、改めての設定は行わないこととしました。

一方で、公共建築物の更新等は今後も発生することから、一定の投資的経費の確保が必要です。公共建築物の将来更新費用（維持管理費を除く）の 30 年間の見通しとして、平均すると年間 20.6 億円と見込まれます。緊急時の備えも含め、公共建築物に関する投資的経費を年平均で 25 億円程度確保し、必要な更新投資を行うとともに、本計画及び個別施設計画に基づく維持管理・長寿命化対策に努めることとします。

なお、今後の数値目標につきましては、本市を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、見直しの必要がある場合には適宜行っていきます。

3-4 実施方針

公共施設等のマネジメントの基本方針に基づき、公共施設等を管理していく上での実施方針を以下に示します。

■点検・診断等の実施方針 ～調べる～

- ・定期的に点検し、劣化・損傷の程度や原因を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等について評価を行います。
- ・点検・診断を通じて得られた施設の状態や補修の履歴、施設の利用状況・コスト情報等ソフト・ハード両面にわたる情報をデータベース化し、情報を蓄積することで次の点検・診断やマネジメントへの活用を行います。

■維持管理・修繕・更新等の実施方針 ～進める～

- ・個別施設ごとに最適な維持管理に関する計画を策定し、戦略的な維持管理・修繕・更新等を行うことで施設の性能維持、安全性を確保するとともに、維持管理コストの縮減や平準化を図ります。
- ・多様な利用者を考慮し、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進します。
- ・太陽光発電の導入、建築物におけるZEBの実現、省エネルギー改修の実施、LED照明の導入等の取組みなど、温室効果ガス排出量の削減等の環境負荷の低減に配慮します。
- ・新技術を積極的に導入し、施設の維持管理コストの縮減、安全性の確保を図ります。

■安全確保の実施方針 ～守る～

- ・日常点検及び定期点検において、異状が発見された場合は、必要に応じて利用禁止とし、安全性を確保する。また、異状が確認された施設の管理区分（予防保全型施設、事後保全型施設）に応じて、長寿命化対策や劣化や損傷の進行を判断して撤去・更新を行います。
- ・すでに役割を終え、今後利活用のない公共施設等については、周辺施設や住環境に及ぼす影響や市民の安全・安心を考慮し、必要に応じて早期に建物の解体、除却を行います。

■耐震化の実施方針 ～備える～

- ・多数の市民が利用する施設や災害対策活動の拠点・避難所となる施設、ライフライン関連施設について、施設の統合・廃止、維持管理・修繕・更新などの状況も踏まえ、迅速かつ効果的に耐震対策を行い、防災機能の強化を図ります。
- ・地震発生による人命への重大な被害や市民生活への深刻な影響を及ぼす恐れのある施設については、優先的に耐震対策を行います。

■長寿命化の方向性 ～延ばす～

- ・損傷などが発生した後に修繕などを行う「事後保全型」から、計画的に保全や改修などを行う「予防保全型」へと転換し、効率的に施設の長寿命化を進めます。

■デジタル化の推進方針 ～高める～

- ・申請や手続きの電子化、AI 等の最先端技術を活用など、公共サービス利用者の利便性を向上する取り組みを進めており、こうしたデジタル化に対応できるような施設整備・再編等を進めます。

■統合や廃止の推進方針 ～見極める～

- ・老朽化が著しい施設や利用度・稼働率が低い施設は、その原因を十分に検証し、市民ニーズに合わなくなった施設や役割を終えたと考えられる施設については、他の施設との統合や廃止の検討を行います。

■総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築 ～整える～

- ・公共施設状況を一元的に把握し、総括管理する組織体制を構築するとともに、各施設の所管課による検討組織を立ち上げ、全庁的な視点でも検討し、計画的なマネジメントに向けた「管理・検討・実施」の仕組みづくりを行います。

3-5 類型別施設状況

(1) 公共建築物

1) 市民文化系施設

① 現状と課題

本市の市民文化系施設は、文化施設が1施設あります。

文化センターは、市民に文化活動の場及び機会の提供を行い、もって市民の文化の振興を図る施設です。築35年以上が経過しており、大規模改修の修繕期間となっています。

また、旧徳永家住宅を令和3年11月に取得しています。当施設は文禄堤に立地し、伝統的な町家建築の面影を残す建築物です。竣工が江戸中期から明治初期と正確な時期が不詳であることから築年数も不明ですが、施設の老朽化対策が急務です。

表 3-2 市民文化系施設一覧

分類	No	施設名称	延床面積 (㎡)	建築年	築年数	耐震 化※1
文化 施設	1	守口文化センター	5,165.15	昭和 59 年 (1984 年)	37 年	新

※1「新」は新耐震基準で建設された施設を示す。

※ 本一覧は令和3年3月末時点の状況に基づく。

② 今後の方針

○文化センター

施設、設備ともに老朽化が進んでいるため、京阪守口市駅前へのホール機能の誘導を軸に、将来の方向性について、市民体育館と合わせた総合的なあり方を検討します。

○旧徳永家住宅

竣工年が不詳であることから、調査を速やかに行い建築年の把握に努めます。また、施設の歴史文化的資源としての保存・活用の観点を踏まえながら、京阪電鉄守口市駅北側地域の賑わい創出及びエリア価値向上に向けた有効活用を進めます。

2) 社会教育系施設

① 現状と課題

本市の社会教育系施設は、図書館が 1 施設、博物館等が 9 施設あります。

守口市立図書館（旧生涯学習情報センター）は、開館後 25 年以上経過した生涯学習情報センターを、時代の変化や市民ニーズへの対応を踏まえ、新たな生涯学習活動、また、コミュニティ活動の拠点として、再生、活性化するため、図書館法に基づく市立図書館として令和 2（2020）年にリニューアルした施設です。

もりぐち歴史館「旧中西家住宅」は、貴重な文化財的価値のある建築物として、永く保存し、郷土に関する歴史資料等を展示するとともに、市民の文化活動の振興の場に供するための施設です。平成 13 年に「旧中西家住宅」として約 250 年前の住宅の復元工事を実施するとともに、管理棟・収蔵庫を新築しています。

コミュニティセンターは、平成 28（2016）年 4 月より公民館制度を廃止し運営されています。地域における市民の相互交流を促進し、市民の主体的な学習活動の場及び機会を提供するとともに、市民との協働により地域の特性を活かしたまちづくりを推進することを目的とした施設です。

表 3-3 社会教育系施設一覧

分類	No	施設名称	延床面積※ ¹ (㎡)	建築年※ ²	築年数	耐震 化※ ³
図書館	1	守口市立図書館	8,510.00	平成 4 年 (1992 年)	29 年	新
博物館 等	2	もりぐち歴史館「旧中西家住宅」	770.82	平成 10 年 (1998 年)	23 年	新
	3	中部エリアコミュニティセンター	1,041.10	平成 11 年 (1999 年)	22 年	新
	4	東部エリアコミュニティセンター	2,400.96	平成 30 年 (2018 年)	3 年	新
	5	南部エリアコミュニティセンター	1,248.00	平成 8 年 (1996 年)	25 年	新
	6	庭窪コミュニティセンター	1,019.15	昭和 41 年 (1966 年)	55 年	未
	7	八雲東コミュニティセンター	522.93	昭和 57 年 (1982 年)	39 年	新
	8	錦コミュニティセンター	740.31	昭和 43 年 (1968 年)	53 年	一部未
	9	北部コミュニティセンター	1,023.90	昭和 59 年 (1984 年)	37 年	新
	10	西部コミュニティセンター	1,259.45	昭和 61 年 (1986 年)	35 年	新
合計			18,536.62	— —	—	—

※ 1 複数棟ある施設の延べ床面積は全ての棟の合計値とする。

※ 2 複数棟ある施設は最も古い棟の建築年度を記載。

※ 3 「未」は耐震補強未実施、「新」は新耐震基準で建設された施設、「一部未」は複数ある棟のうち、一部が耐震補強未実施である施設を示す。

※ コミュニティセンターは、社会教育施設ではないが、改定前の計画及び既存の個別施設計画において「社会教育施設」と分類していたことから、整合を図るため本項に記載している。

※ 本一覧は令和 3 年 3 月末時点の状況に基づく。

② 今後の方針

○守口市立図書館

令和 2（2020）年度のリニューアルオープンに係る改良工事を、令和元（2019）年度に実施していますが、未改修部分においては、施設、設備ともに全体的な老朽化が見られます。今後施設点検等による予防保全に努めるとともに、老朽化対策、長寿命化対策を計画的に実施し、生涯にわたって学習・活動することのできる環境を維持します。

○もりぐち歴史館「旧中西家住宅」

貴重な文化財的価値のある本施設を適切に保存し、次代に継承するとともに、文化財の保護・活用を推進するため、施設点検等による予防保全に努めるとともに、引き続き計画的な維持管理と改修・修繕を実施します。

○コミュニティセンター

コミュニティセンターを将来にわたり市民が安全・安心に利用する「場」として継続活用を推進するために、施設点検等による予防保全に努めるとともに、施設、設備ともに老朽化対策、長寿命化対策を計画的に実施します。

特に庭窪コミュニティセンターと錦コミュニティセンターについては築 50 年超となっていることから、両センターの新築が急務です。また、拠点施設以外の既存のコミュニティセンターについても、その多くが施設、設備ともに老朽化が進行しているため、錦、庭窪コミュニティセンターの新築整備完了後、これに続いて、将来のあり方を検討します。

錦コミュニティセンターについては、旧勤労青少年ホーム跡地に新築し、令和 5（2023）年度から供用開始する予定です。

庭窪コミュニティセンター（体育室を含む）については、旧にわくぼ幼稚園跡地に新築し、令和 8（2026）年度から供用開始する予定です。

3) スポーツ・レクリエーション系施設

① 現状と課題

本市のスポーツ・レクリエーション系施設は、スポーツ施設として、コミュニティセンター体育室が7施設、市民体育館が1施設あります。

コミュニティセンター体育室は、平成28（2016）年4月より地区体育館制度を廃止し運営されています。7施設のうち、6施設において築30年以上が経過しています。

市民体育館は、市民の体育及びスポーツの振興を図り、体力の向上と健康の増進に資するとともに、潤いのある地域社会の形成に寄与するための施設です。築35年以上が経過しており、大規模改修の修繕期間となっています。

表 3-4 スポーツ・レクリエーション系施設一覧

分類	No	施設名称	延床面積※ ¹ (㎡)	建築年※ ²	築年数	耐震化※ ³
スポーツ施設	1	守口市民体育館	8,458.33	昭和58年（1983年）	38年	新
	2	中部エリアコミュニティセンター体育室	692.36	平成7年（1995年）	26年	新
	3	南部エリアコミュニティセンター体育室	1,487.27	昭和38年（1963年）	58年	済
	4	庭窪コミュニティセンター体育室	527.57	昭和54年（1979年）	42年	未
	5	八雲東コミュニティセンター体育室	538.67	昭和57年（1982年）	39年	新
	6	錦コミュニティセンター体育室	727.78	昭和61年（1986年）	35年	新
	7	北部コミュニティセンター体育室	588.00	昭和59年（1984年）	37年	新
	8	東部エリアコミュニティセンター東体育室	529.16	昭和62年（1987年）	34年	新
合計			13,549.14	— —	—	—

※1 複数棟ある施設の延べ床面積は全ての棟の合計値とする。

※2 複数棟ある施設は最も古い棟の建築年度を記載。

※3 「未」は耐震補強未実施、「済」は耐震補強を実施した施設、「新」は新耐震基準で建設された施設を示す。

※ 本一覧は令和3年3月末時点の状況に基づく。

② 今後の方針

○守口市民体育館

施設、設備ともに老朽化が進んでいるため、京阪守口市駅前へのホール機能の誘導を軸に、将来の方向性について、守口文化センターと合わせた総合的なあり方を検討します。

○コミュニティセンター体育室

施設点検等による予防保全に努めるとともに、1980 年代（昭和 55～平成元年）に設置された体育室については、施設、設備ともに老朽化が進んでいるため、施設の廃止や中・大規模改修の早期の実施を視野に入れつつ、老朽化対策、長寿命化対策を計画的に実施します。

東部エリアコミュニティセンター東体育室については、旧よつば小学校の仮校舎としていた旧東小学校体育館を公園施設として改修整備し、代替機能を確保した上で、令和 4（2022）年度末をもって廃止予定です。

南部エリアコミュニティセンター体育室については、旧さくら小学校屋内運動場を改修した上で、令和 4（2022）年度中に供用開始予定です。

令和 3（2021）年度に供用開始した西部レクリエーションホールについては、施設点検等による予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理と改修・修繕を実施します。

4) 学校教育系施設

① 現状と課題

本市の学校教育施設は、学校教育法に基づいて、小学校 13 校、中学校 7 校、義務教育学校 1 校を設置し、児童・生徒に義務教育としての普通教育を実施しています。

小・中学校施設の耐震化は完了しています。今後は、多くの施設が築 40 年以上経過していることから、施設の老朽化対策が必要です。

表 3-5 学校教育系施設一覧

分類	No	施設名称	延床面積※ ¹ (㎡)	建築年※ ²	築年数	耐震化※ ³
学校	1	守口小学校	6,505.00	昭和 42 年 (1967 年)	54 年	済
	2	庭窪小学校	5,820.00	昭和 37 年 (1962 年)	59 年	済
	3	八雲小学校	6,651.00	昭和 39 年 (1964 年)	57 年	済
	4	錦小学校	6,489.00	昭和 40 年 (1965 年)	56 年	済
	5	金田小学校	6,670.00	昭和 44 年 (1969 年)	52 年	済
	6	梶小学校	7,473.00	昭和 44 年 (1969 年)	52 年	済
	7	藤田小学校	8,812.00	昭和 44 年 (1969 年)	52 年	済
	8	八雲東小学校	6,366.00	昭和 47 年 (1972 年)	49 年	済
	9	佐太小学校	5,088.00	昭和 48 年 (1973 年)	48 年	済
	10	下島小学校	5,212.00	昭和 50 年 (1975 年)	46 年	済
	11	よつば小学校	10,665.00	平成 30 年 (2018 年)	3 年	新
	12	さくら小学校	10,268.00	令和 3 年 (2021 年)	0 年	新
	13	寺方南小学校	9,496.00	平成 30 年 (2018 年)	3 年	新
	14	第一中学校	6,324.00	昭和 36 年 (1961 年)	60 年	済
	15	庭窪中学校	8,442.00	昭和 36 年 (1961 年)	60 年	済
	16	八雲中学校	5,398.00	昭和 43 年 (1968 年)	53 年	済
	17	梶中学校	7,088.00	昭和 45 年 (1970 年)	51 年	済
	18	大久保中学校	7,683.00	昭和 48 年 (1973 年)	48 年	済
	19	錦中学校	5,084.00	昭和 55 年 (1980 年)	41 年	済
	20	樟風中学校	10,741.00	平成 27 年 (2015 年)	6 年	新
	21	さつき学園	13,679.00	平成 28 年 (2016 年)	5 年	新
合計			159,954.00	— —	—	—

※ 1 複数棟ある施設の延べ床面積は全ての棟の合計値とする。

※ 2 複数棟ある施設は最も古い棟の建築年度を記載。

※ 3 「新」は新耐震基準で建設された施設、「済」は校舎及び体育館の耐震化が完了した施設を示す。

※ 本一覧は令和 3 年 3 月末時点の状況に基づく。

② 今後の方針

学校施設整備の基本方針として、令和 3（2021）年 3 月に「守口市立学校施設整備計画」を策定し対策を進めています。令和元（2019）年度に実施した建物の老朽度を総合的に判断する耐力度調査等の結果を踏まえ、コンクリート造の建物については、築後 40 年経過を目途にコンクリート圧縮強度や構造躯体が健全である場合には、長寿命化改修することを、また長寿命化改修に適さない場合は改築をすることを基本として、整備手法の検討を進めます。

また、整備にあたっては、成熟社会の到来によって将来的に厳しい財政状況が見込まれるなかで多大な費用を伴うことから、平準化を図りながら計画的に進めます。

併せて、児童・生徒数や学級数の推移を見極めつつ、「基本方針」における学校の適正規模を勘案しながら、より良い教育環境づくりを考えて行うことが重要です。このため、各学校の施設整備を検討する際には、新しい学校の在り方を検討した上で、義務教育学校等の設置も視野に入れながら、検討します。

5) 子育て支援施設

① 現状と課題

本市の子育て支援施設は、認定こども園が3施設、児童センターが1施設あります。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに教育・保育・子育て支援を一体的に行う施設であり、3施設のうち1施設は築40年以上が経過しています。

児童センターは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づき、児童の健全な育成に資するため設置している施設であり、築30年以上が経過しています。

表 3-6 子育て支援施設一覧

分類	No	施設名称	延床面積 ^{※1} (㎡)	建築年 ^{※2}	築年数	耐震 補強 ^{※3}
幼保・ こども園	1	あおぞら認定こども園	1,455.43	平成 27 年 (2015 年)	6 年	新
	2	外島認定こども園	789.20	昭和 56 年 (1981 年)	40 年	新
	3	にじいろ認定こども園	1,786.44	平成 29 年 (2017 年)	4 年	新
幼児・ 児童施設	4	児童センター	742.52	昭和 58 年 (1983 年)	38 年	新
合計			4,773.59	— —	—	—

※1 複数棟ある施設の延べ床面積は全ての棟の合計値とする。

※2 複数棟ある施設は最も古い棟の建築年度を記載。

※3 「新」は新耐震基準で建設された施設を示す。

※ 本一覧は令和3年3月末時点の状況に基づく。

② 今後の方針

○あおぞら認定こども園・にじいろ認定こども園

比較的新しい施設であり、施設点検等による予防保全、計画的な維持管理と長寿命化に努め、ライフサイクルコストの最小化を図ります。

○外島認定こども園

施設点検等による予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理と改修・修繕を実施します。

○児童センター

平成27(2015)年度から平成28(2016)年度にかけて大規模改修を実施しており、今後も施設点検等による予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理と改修修繕を実施します。一方、設置当時の、子育て支援の拠点施設としてのさらなる機能の拡充も行い、かつその運営手法についても見直しを図ります。

6) 保健・福祉施設

① 現状と課題

本市の保健・福祉施設は、高齢者福祉施設が 2 施設、障がい福祉施設が 4 施設、保健施設が 1 施設あります。

高齢者福祉施設のうち、さんあい広場は、高齢者のみなさんが、地域の人たちと一緒に、自宅近くで、気軽に一日を過ごしていただくために、学校の空き教室などを利用し、自主的に活動・運営されています。市域全体のバランスを考慮し、運営ボランティア等の確保など、地域の意向を尊重しつつ実施可能な中学校区域での設置を進めます。そのため、地域の理解や協力について、その周知に努めていきます。

障がい福祉施設のうち、障がい者・高齢者交流会館は、障がい者及び高齢者の交流の場及び機会の提供を行うことにより、障がい者及び高齢者の社会参加の促進を図る施設です。築 28 年が経過し、老朽化が進み、屋根や外壁、空調設備等を改修するなど修繕対応が増加傾向にあります。

わかたけ園は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく生活介護及び自立訓練を行う施設です。築 40 年以上が経過し、施設の老朽化がかなり進んでいる状況です。

旧わかくさ園は、障がい者自立支援事業の実施に伴い、公募決定された障がい者支援施設運営事業者により運営・管理を行っています。築 52 年が経過し、施設の老朽化がかなり進んでいる状況です。

わかくさ・わかすぎ園は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく障がい児支援を行う施設です。築 20 年以上が経過し、施設の老朽化がかなり進んでいる状況です。

保健施設の市民保健センターは、築 25 年が経過していますが、保健、福祉、医療の各専門分野における情報の交換・提供、人の交流等を通して、各種サービスの提供を行い、市民 1 人ひとりの健康に対する意識の高揚を図り、もって健康の保持増進及び福祉の推進に資する施設であり、効率的に活用してまいります。

表 3-7 保健・福祉施設一覧

分類	No	施設名称	延床面積※ ¹ (㎡)	建築年※ ²	築年数	耐震 補強※ ³
高齢者 福祉施設※ ⁴	1	さんあい広場「さた」	292.50	平成 12 年 (2000 年)	21 年	新
	2	さんあい広場「とうだ」	142.65	平成 16 年 (2004 年)	17 年	新
障がい 福祉施設	3	障がい者・高齢者交流会館	716.05	平成 5 年 (1993 年)	28 年	新
	4	わかたけ園	810.91	昭和 56 年 (1981 年)	40 年	新
	5	旧わかくさ園	372.26	昭和 44 年 (1969 年)	52 年	未
	6	わかくさ・わかすぎ園	2,045.36	平成 8 年 (1996 年)	25 年	一部未
保健施設	7	守口市市民保健センター	9,493.22	平成 8 年 (1996 年)	25 年	新
合計			13,872.95	— —	—	—

※ 1 複数棟ある施設の延べ床面積は全ての棟の合計値とする。

※ 2 複数棟ある施設は最も古い棟の建築年度を記載。

※ 3 「未」は耐震補強未実施、「新」は新耐震基準で建設された施設、「一部未」は複数ある棟のうち、一部が耐震補強未実施である施設を示す。

※ 4 さんあい広場「さた」は佐太小学校の一部、さんあい広場「とうだ」は藤田小学校の一部となっています。また、上表のほか、高齢者福祉機能として、さつき学園内にさんあい広場「かすが」、金田小学校内にさんあい広場「きんだ」、さくら小学校内にさんあい広場「さくら」を設置している。

※ 本一覧は令和 3 年 3 月末時点の状況に基づく。

② 今後の方針

○高齢者福祉施設

さんあい広場が設置されている各学校の対策方針に従い、機能の維持に努めます。

○障がい福祉施設

障がい者・高齢者交流会館は、築 20 年以上経過し、設備に関しては大規模な修繕が発生している状況です。引き続き施設点検等による予防保全に努め、施設、設備ともに老朽化対策、長寿命化対策を計画的に実施し、本施設が有する機能の維持に努めます。

旧わかくさ園は、建物を譲渡した上で、引き続き、障がい者支援施設運営事業者により運営・管理を行っていきます。

わかたけ園は、令和 5 年 4 月に旧南部コミュニティセンター跡地に移転し、民設民営により事業を継続する予定です。

わかくさ・わかすぎ園は、築 20 年以上経過し、設備に関しては大規模な修繕が発生している状況です。引き続き施設点検等による予防保全に努め、施設、設備ともに老朽化対策、長寿命化対策を計画的に実施し、本園が有する機能の維持に努めます。

○市民保健センター

築 20 年以上経過し、各部位における劣化が進み、令和 2 (2020) 年度には空調設備更新工事を実施するなど、修繕対応が増えてきている状況です。

施設点検等による予防保全に努め、不具合箇所を計画的に解消するとともに、施設、設備ともに老朽化対策、長寿命化対策を計画的に実施し、本センターが有する機能の維持に努めます。

7) 行政系施設

① 現状と課題

本市の行政系施設は、地方自治法の規定に基づいた施設として、市庁舎が1施設あります。

市庁舎は、平成 28（2016）年 11 月に新庁舎に移転しており、新庁舎は、築 22 年が経過しています。

表 3-8 行政施設一覧

分類	No	施設名称	延床面積※ ¹ (㎡)	建築年※ ²	築年数	耐震 補強※ ³
行政施設	1	市庁舎	27,492.94	平成 11 年（1999 年）	22 年	新

※ 1 複数棟ある施設の延べ床面積は全ての棟の合計値とする。

※ 2 複数棟ある施設は最も古い棟の建築年度を記載。

※ 3 「新」は新耐震基準で建設された施設を示す。平成 28 年(2016)移転時に耐震補強工事済み。

※ 本一覧は令和 3 年 3 月末時点の状況に基づく。

② 今後の方針

○市庁舎

築 20 年以上経過し、修繕箇所が増えてきていることから、令和元年(2019)年度から庁舎省エネルギー改修事業（ESCO 事業）を行っています。また、個別施設計画に基づき、施設点検等による予防保全に努めるとともに、施設、設備ともに老朽化対策、長寿命化対策を計画的に実施し、行政サービス機能の維持に努めます。

8) 公営住宅等

① 現状と課題

本市の公営住宅は、10 施設あります。

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することで、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する施設です。

大半の施設が築 30～40 年以上経過しており、入居者の安全性の確保の観点から、老朽住宅をそのまま継続して使用することは困難であり、早期に対応を図る必要があります。

また、人口減少や民間を含めた住宅数の供給過多に伴う空き家率の増大などの課題も踏まえ、民間事業者との連携・活用による効率的な事業を実施していく必要があります。

表 3-9 公営住宅一覧

分類	No	施設名称	延床面積※ ¹ (㎡)	建築年※ ²	築年数	耐震 補強※ ³
公営住宅	1	寺方団地	90.70	昭和 29 年 (1954 年)	67 年	未
	2	梶第二団地	5,805.98	昭和 40 年 (1965 年)	56 年	不
	3	大久保団地	8,497.93	昭和 42 年 (1967 年)	54 年	不
	4	金下団地	6,244.39※ ⁴	昭和 44 年 (1969 年)	52 年	未
	5	日吉団地		昭和 44 年 (1969 年)	52 年	未
	6	佐太団地	3,390.44	昭和 52 年 (1977 年)	44 年	済
	7	佐太第一団地	2,804.24	昭和 55 年 (1980 年)	41 年	済
	8	大宮団地	3,330.87	昭和 57 年 (1982 年)	39 年	新
	9	梶第一団地	5,457.02	平成 2 年 (1990 年)	31 年	新
	10	桜町団地	3,247.84	昭和 47 年 (1972 年)	49 年	未
合計			38,869.41	— —	—	—

※ 1 複数棟ある施設の延べ床面積は全ての棟の合計値とする。

※ 2 複数棟ある施設は最も古い棟の建築年度を記載。

※ 3 「未」は耐震補強未実施、「済」は耐震補強を実施した施設、「新」は新耐震基準で建設された施設、「不」は耐震診断の結果により補強は不要と診断された施設を示す。

※ 4 金下団地と日吉団地は合築しており建物台帳において延床面積が合算して掲載されていることから合算した数値にて記載している。

※ 本一覧は令和 3 年 3 月末時点の状況に基づく。

② 今後の方針

耐用年限が近づいている市営住宅については、今後、守口市営住宅長寿命化計画に続く、本市市営住宅としての将来のあり方を見定めた最適戸数や備える住設備機能などをとりまとめた（仮称）集約最適化計画を今後策定することにより、将来のあり方を検討します。

また、適切な維持管理として、一定の居住性や安全性が確保されており長期的な活用を図るべき住棟において、耐久性の向上や躯体への影響の低減、維持管理の容易性向上の観点から予防保全的な改善を実施します。

現行の耐震基準を満たさないなど、安全性の確保に課題のある団地については、他の市営住宅の空き室又は民間賃貸住宅の空き家への住替えを推進します。

9) 供給処理施設

① 現状と課題

本市の供給処理施設は、1箇所のクリーンセンターと、1箇所の大気測定局があります。

クリーンセンター第4号炉焼却施設は、廃棄物処理の広域化に伴い、大阪広域環境施設組合での可燃ごみの共同処理を開始したことから、令和2（2020）年4月に廃止しています。

クリーンセンタースtockヤードは、資源ごみの一時保管施設であり、築10年以上が経過しています。排水ポンプ及び管理棟の設備機器並びに外壁の耐用年数が近づいており、計画的な整備、更新が必要になっています。

大気測定局は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の大気汚染物質等を測定する施設です。

大気第二測定局について、令和3（2021）年度から「大日測定局」として、引き続き運用していきます。

表 3-10 供給処理施設一覧

分類	No	施設名称	延床面積 ^{※1} (㎡)	建築年 ^{※2}	築年数	耐震 補強 ^{※3}
供給処理施設	1	クリーンセンター ストックヤード管理棟	113.40	平成 20 年 （2008 年）	13 年	新
	2	大日測定局	12.00	昭和 60 年 （1985 年）	36 年	新
合計			125.40	— —	—	—

※1 複数棟ある施設の延べ床面積は全ての棟の合計値とする。

※2 複数棟ある施設は最も古い棟の建築年を記載。

※3 「新」は新耐震基準で建設された施設を示す。

※ 本一覧は令和3年3月末時点の状況に基づく。

② 今後の方針

○クリーンセンタースtockヤード

大阪広域環境施設組合加入後も本市の収集計画に必要な屋外ヤード及び付帯する管理棟については、供用開始後10年以上を経過しており、施設点検、整備による予防保全、計画的な維持管理と長寿命化に努め、ライフサイクルコストの最小化を図ります。

○クリーンセンター第4号炉

大阪広域環境施設組合加入による共同（広域）処理が軌道に乗り、近隣の同施設組合の鶴見工場整備が順調に進捗した段階で、解体除却を含めた跡地のあり方を検討します。

○大気測定局

当面、予防保全型の維持管理・修繕等により、ライフサイクルコストの縮減や長寿命化に努めますが、大気汚染の各種測定項目の環境基準達成状況を踏まえ、大阪府等と協議して今後の市単独測定局のあり方を検討します。

10) 対象外施設

今後、解体・譲渡を予定している施設は、下表のとおりです。これらについては、本計画における維持管理していくべき施設の対象外としています。

表 3-11 今後解体・譲渡予定の建物

No	施設名称	延床面積 (㎡)	建築年	築年数
1	元淀川左岸用排水管理組合事務所	524.36	昭和 40 年 (1965 年)	56 年
2	旧さくら小学校 (もと橋波小) 校舎	6,046.59	昭和 49 年 (1974 年)	47 年
3	旧よつば小学校 (もと東小) 校舎	6,759.80	昭和 38 年 (1963 年)	58 年
4	旧寺方小学校	6,187.20	昭和 47 年 (1972 年)	49 年
5	旧第四中学校	5,845.60	昭和 36 年 (1961 年)	60 年
6	旧寺方団地	250.80	昭和 29 年 (1954 年)	67 年
7	クリーンセンター (ストックヤード除く)	6,738.93	昭和 62 年 (1987 年)	34 年
8	旧環境衛生事務所	330.57	昭和 41 年 (1966 年)	55 年
9	旧道路管理事務所	252.00	昭和 43 年 (1968 年)	53 年
10	旧佐太老人福祉センター	861.41	昭和 44 年 (1969 年)	52 年
11	旧菊水老人福祉センター	1,179.99	昭和 58 年 (1983 年)	38 年
12	旧橋波プール	76.70	昭和 38 年 (1963 年)	58 年
13	元金下貸店舗	117.31	昭和 46 年 (1971 年)	50 年
14	元金下貸店舗上旧土居会館	175.17	昭和 46 年 (1971 年)	50 年
15	元京阪公設市場	2,163.41	昭和 43 年 (1968 年)	53 年
16	元守口公設市場	1,257.84	昭和 47 年 (1972 年)	49 年
17	元八雲プール (地域集会所)	94.25	平成 2 年 (1990 年)	31 年
18	桜町分譲住宅	133.60	昭和 47 年 (1972 年)	49 年
19	大気第三測定局	14.04	昭和 64 年 (1989 年)	32 年
20	高瀬・馬場集会所	79.51	昭和 46 年 (1971 年)	50 年
21	大枝集会所	214.93	昭和 45 年 (1970 年)	51 年
22	大庭町集会所	128.90	昭和 45 年 (1970 年)	51 年
23	土居会館	132.54	昭和 39 年 (1964 年)	57 年
24	南寺方集会所	121.46	昭和 45 年 (1970 年)	51 年
25	八雲南会館	168.48	昭和 49 年 (1974 年)	47 年
26	旧東コミュニティセンター	742.00	昭和 62 年 (1987 年)	34 年
合計		40,597.39	— —	—

(2)インフラ資産

1) 道路（舗装）

① 現状と課題

本市が管理する道路の総延長は、202.1 kmで総面積は 1,303,160m² となります。

道路延長・面積ともに約 95%が一般道路（幹線市道・その他の市道）であり、一般道路のうち幹線市道（1 級、2 級）は延長にして 10%、面積では 20%にも満たない状況です。つまり、本市の管理する道路の大部分（延長 86.0%、面積 80.6%）が「その他の市道」に分類されます。

表 3-12 道路分類別延長、面積

道路分類	平成 26 年 3 月				令和 3 年 3 月			
	延長(m)		面積(m ²)		延長(m)		面積(m ²)	
1 級（幹線）市道	8,141	4.0%	108,102	8.3%	8,141	4.0%	108,000	8.3%
2 級（幹線）市道	8,636	4.3%	91,187	7.0%	8,636	4.3%	91,048	7.0%
その他の市道	172,914	85.9%	1,043,453	80.5%	173,720	86.0%	1,049,914	80.6%
自転車歩行者道	11,606	5.8%	53,780	4.2%	11,607	5.7%	54,198	4.1%
合計	201,297	100.0%	1,296,522	100.0%	202,104	100.0%	1,303,160	100.0%

「その他の市道」に分類される道路は、おおむね生活道路などが該当し、交通量も大型車混入率も少ないことから、幹線道路に比べ舗装が損傷しにくいとため、維持管理面では有利です。

また、平成 26（2014）年 3 月と比較して延長及び面積ともに著しい増減はなく、既存の道路や舗装について適切に維持管理していく段階にあるといえます。

道路の維持管理には舗装・盛土・斜面・擁壁等の維持管理が該当しますが、本市のように基本的に平地にあり、ほぼ全域が市街地になっている場合は、舗装の占める割合が相対的に増えることとなります。

② 今後の方針

舗装の個別施設計画の策定にあたっては、診断結果を踏まえた適切な措置を行うことで、道路舗装の長寿命化や舗装の維持修繕費のライフサイクルコスト縮減を目指します。

また、対策の実施にあたっては、舗装損傷状況、路面下空洞対策箇所、利用頻度が高く走行性・快適性を考慮したサービス水準を維持する必要のある区間等を考慮し補修の優先順位を決定し、適切に維持管理を行っていきます。

2) 橋梁

① 現状と課題

本市の管理する橋梁は6橋の歩道橋を含み全49橋あります。

表 3-13 橋梁一覧

通番	橋梁名	橋梁形式	橋長 (m)	全幅員 (m)	面積 (m ²)	径間 数	架設年※1	供用 年数
1	守居橋	PC プレテン床版橋	17.0	4.0	68.0	1	平成 16 年 (2004)	17
2	本町橋	RC ラーメン橋	13.8	4.0	55.2	1	昭和 27 年 (1952)	69
3	下島橋	ボックスカルバート PC プレテン床版橋	5.6	10.8	60.5	1	平成元年 (1989)	32
4	公園連絡橋	ボックスカルバート	10.7	9.6	102.7	1	平成元年 (1989)	32
5	南詰橋	ボックスカルバート H 型鋼橋	11.9	10.0	119.0	1	平成元年 (1989)	32
6	無名橋	RC 床版橋	5.5	2.5	13.8	1	平成元年 (1989)	32
7	天乃橋	PC プレテン床版橋 H 型鋼橋	8.7	16.5	143.6	1	昭和 39 年 (1964)	57
8	無名橋	不明	5.2	15.9	82.7	1	昭和 39 年 (1964)	57
9	大宮橋	PC プレテン床版橋	8.7	11.3	98.3	1	平成 7 年 (1995)	26
10	菊水橋	PC プレテン床版橋	8.8	20.1	176.9	1	昭和 47 年 (1972)	49
11	木の崎橋	PC プレテン床版橋	8.7	9.3	80.9	1	平成 7 年 (1995)	26
12	無名橋	ボックスカルバート	4.5	40.1	180.5	1	昭和 47 年 (1972)	49
13	無名橋	鋼鈑桁橋	8.7	8.5	74.0	1	平成 7 年 (1995)	26
14	錦橋	PC プレテン床版橋	10.0	14.4	144.0	2	平成 4 年 (1992)	29
15	小星橋	PC プレテン床版橋	8.7	7.5	65.3	1	平成元年 (1989)	32
16	高倉橋	PC プレテン床版橋	8.7	7.0	60.9	1	平成元年 (1989)	32
17	南寺方橋	PC プレテン床版橋	12.5	35.1	438.8	1	昭和 63 年 (1988)	33
18	深土橋	PC プレテン床版橋	13.3	8.9	118.4	1	昭和 43 年 (1968)	53
19	無名橋	ボックスカルバート	3.3	6.0	19.8	1	昭和 43 年 (1968)	53

通番	橋梁名	橋梁形式	橋長 (m)	全幅員 (m)	面積 (m2)	径間 数	架設年※1	供用 年数
20	無名橋	RC 床版橋	4.2	3.5	14.7	1	昭和 43 年 (1968)	53
21	八雲橋	H 型鋼橋,RCT 桁橋 PC ブレテン床版橋	5.7	8.6	49.0	1	昭和 38 年 (1963)	58
22	吉祥橋	不明	5.6	19.4	108.6	1	昭和 38 年 (1963)	58
23	西八雲橋	RC 床版橋	7.8	8.6	67.1	1	昭和 38 年 (1963)	58
24	北八雲橋	PC ブレテン床版橋 RC 床版橋	5.1	11.5	58.7	1	昭和 38 年 (1963)	58
25	無名橋	PC ブレテン床版橋	9.8	2.3	22.5	1	昭和 38 年 (1963)	58
26	無名橋	RC 床版橋	4.5	10.3	46.4	1	昭和 45 年 (1970)	51
27	無名橋	不明	6.1	10.0	61.0	1	昭和 45 年 (1970)	51
28	無名橋	RC 床版橋	5.6	9.6	53.8	1	昭和 45 年 (1970)	51
29	無名橋	不明	4.6	5.7	26.2	1	昭和 45 年 (1970)	51
30	無名橋	RC 床版橋	3.0	6.9	20.7	1	昭和 45 年 (1970)	51
31	無名橋	RC 床版橋	3.0	6.7	20.1	1	昭和 45 年 (1970)	51
32	無名橋	RC 床版橋	3.7	9.6	35.5	1	昭和 45 年 (1970)	51
33	無名橋	RC 床版橋	4.0	4.0	16.0	1	昭和 45 年 (1970)	51
34	無名橋	RC 床版橋	4.5	9.5	42.8	1	昭和 45 年 (1970)	51
35	無名橋	RC 床版橋	3.2	8.0	25.6	1	昭和 45 年 (1970)	51
36	無名橋	CT スラブ橋	5.5	6.7	36.9	1	昭和 46 年 (1971)	50
37	大久保神田橋	PC ブレテン床版橋	17.8	6.5	115.7	1	昭和 46 年 (1971)	50
38	新古川橋	PCT 桁橋	14.2	6.0	85.0	1	昭和 34 年 (1959)	62
39	桜橋	H 形鋼橋	6.3	4.2	26.5	1	平成元年 (1989)	32
40	佐太西橋	RC 床版橋	7.8	8.4	65.5	1	平成 6 年 (1994)	27
41	大日橋	PC ブレテン床版橋	13.0	4.0	52.0	1	平成 9 年 (1997)	24

通番	橋梁名	橋梁形式	橋長 (m)	全幅員 (m)	面積 (m ²)	径間 数	架設年※1	供用 年数
42	大日歩道橋	PC プレテン床版橋	17.0	3.0	51.0	1	平成 9 年 (1997)	24
43	天神橋	RCT 桁橋	9.8	6.3	61.7	1	昭和 35 年 (1960)	61
44	朝藤橋	H 形鋼橋	14.4	2.0	28.8	1	昭和 35 年 (1960)	61
45	クリスタル橋	PC 床版橋	60.0	10.0	600.0	9	昭和 60 年 (1985)	36
46	アポロン橋	PC 斜張橋	58.1	4.8	278.9	6	昭和 60 年 (1985)	36
47	3 号橋	PC 床版橋	18.1	4.0	72.4	5	昭和 60 年 (1985)	36
48	大日東 1 号歩道橋	鋼床版鈑桁橋	25.0	12.6	200.0	7	平成 18 年 (2006)	15
49	大日東 2 号歩道橋	鋼箱桁橋	45.0	4.9	135.0	5	平成 18 年 (2006)	15
合計			566.7	459.1	4,581.4	—	—	—

※1 架設年の青字は推定値 出典：守口市橋梁長寿命化修繕計画を基に令和 3 年(2021)3 月の状況に更新

平成 26 (2014) 年 3 月と比較して 1 基 (橋長 4m、面積 24.4m²) を撤去しています。

本市が管理する 49 橋中、建設後 40 年以上が経過した橋梁は 30 橋に上る。30 年後には全ての橋梁が建設後 40 年以上経過することとなります。これらはほとんどが PC もしくは RC のコンクリート橋です。

今後増大が見込まれる修繕・架替えに要する費用に対して、可能な限りのコスト縮減への取組が不可欠となっており、平成 25 (2013) 年 3 月に橋梁長寿命化修繕計画を策定しています。

② 今後の方針

日常の道路施設パトロールにおける点検及び 5 年に 1 度程度の定期点検等を通して、橋梁の傷みを早期に発見し、その痛みが大きくなる前に対応する方針です。

3) 上水道

① 現状と課題

本市の上水道関連の施設は、淀川から取水した水を浄化する守口市浄水場と市南部地域を担う東郷配水場であり、浄水場 1 箇所と配水場 1 箇所を保有しています。

本市の管理する水道管は 313.8km に達しており、導水管 514m を除き残りは全て配水管です。

表 3-14 管種別延長

管種	平成 26 年 3 月		令和 3 年 3 月	
	延長(m)		延長(m)	
導水管	514	0.2%	514	0.2%
配水管	310,946	99.8%	313,320	99.8%
合計	311,460	100.0%	313,834	100.0%

市の管理する配水管のうち、法定耐用年数である 40 年を超えて供用されている管は、延長で 131.9km、割合で 42.1%になります。

表 3-15 供用年数別配水管延長（令和 3 年 3 月時点）

供用年数	延長(m)	
0～10 年	41,051	13.1%
11～20 年	47,468	15.2%
21～30 年	33,648	10.7%
31～40 年	59,215	18.9%
41～50 年	98,050	31.3%
51 年～	33,888	10.8%
合計	313,320	100.0%

耐震化の状況について、今後、発生確率が高いとされる南海トラフ周辺での大規模地震に備え、必要とされる最低限の水の確保が行えるよう、浄水場施設及び管路の耐震化を順次進めています。また、隣接する 4 事業者(大阪市・門真市・寝屋川市・大阪広域水道企業団)との災害時の連絡管を 9 箇所に設置しています。

浄水場施設は、優先度の高いものから耐震化を進めてきましたが、現状の施設は系統化されておらず、一連の水処理システムとしての耐震化はできていないこととなり、耐震化率は評価ができず、実質的には 0%となります。また、配水池の耐震化率は、平成 29（2017）年度時点において 16.7%(耐震化配水池容量 5,450 m³、非耐震配水池容量 27,050 m³) で、大阪府の平均(43.9%)と比べ低い状況になっています。

基幹管路の耐震化率は、平成 29（2017）年度時点において 33.8%(耐震管 15,790m、非耐震管 30,907m)と大阪府の平均(35.3%)を若干下回る状況にあります。

② 今後の方針

各施設の故障や事故を予防するために、定期的な点検を行い施設の長寿命化を図ります。また、令和 6（2024）年度より開始予定の大阪市水道局との浄水場共同化事業を踏まえ、現浄水場は配水場に再編するため、主要な配水池の整備を計画するとともに延命化が可能な施設は更新時期を延長するなどの調整を実施します。

管路の耐震化について、「国土強靱化基本計画」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）に基づき策定された「国土強靱化年次計画 2019」においては、各種ライフラインの耐震化を推進する観点から水道についても基幹管路の耐震適合率を重要業務指標に位置付け、平成 29(2017)年度末の 39.3%から令和 4(2022)年度末までに 50%に引き上げることが数値目標に掲げています。

今後、基幹管路の更新においては、特に災害拠点施設等重要施設への給水ルートの耐震化率の向上に重点を置いて進めていき、国の施策に近づけるよう計画的に耐震化に向けた事業を積極的に推進していきます。

4) 下水道

① 現状と課題

下水道管の 85.3%（延長）はコンクリート管です。その他の主な管種は塩ビ管、更生管があるが、塩ビ管は過去 30 年、更生管は過去 20 年以内に普及し始めて現在に至っています。一方、コンクリート管は近年敷設量が減少しており、過去 20 年に敷設された管での割合は 0.6%（延長）に過ぎません。陶管は 40 年以上前に若干敷設されましたが、それ以降は敷設されておらず、現在残存している管はありません。

表 3-16 管種別延長

管種	平成 26 年 3 月		令和 3 年 3 月	
	延長(m)		延長(m)	
コンクリート管	324,654	92.6%	311,012	85.3%
陶管	416	0.1%	0	0.0%
塩ビ管	14,331	4.1%	17,923	4.9%
更生管	6,713	1.9%	22,681	6.2%
その他	4,361	1.3%	12,882	3.6%
合計	350,475	100.0%	364,498	100.0%

その他、下水道施設として、処理場 1 箇所（守口市終末処理場）ポンプ場 4 箇所（寺方、大枝、八雲、梶）を保有しています。そのうち大枝ポンプ場には第 1 ポンプ場、第 2 ポンプ場があります。

下水道管の老朽化は、特にコンクリート管で著しい状況です。一般に更新時期と考えられている 50 年を過ぎた管が 27.2%、今後 10 年で更新時期を迎える 40 年以上 50 年未満が 42.5%、30 年以上 40 年未満が 25.9%敷設されています。30 年以上の管が合計 95.6%もあることから、今後 20 年でほぼ全てのコンクリート管が更新時期を迎えることになります。

表 3-17 供用年数別コンクリート管延長

管種	延長(m)	
0～10 年	95	0.0%
11～20 年	1,839	0.6%
21～30 年	11,761	3.8%
31～40 年	80,539	25.9%
41～50 年	132,311	42.5%
50 年～	84,467	27.2%
合計	311,012	100.0%

処理場とポンプ場も老朽化が進んでいます。守口市終末処理場、寺方ポンプ場、大枝第 1 ポンプ場、八雲ポンプ場が 50 年を超え、梶ポンプ場も 45 年供用されています。大枝第 2 ポンプ場についても 28 年と大規模改修が必要とされる年度が近づいている状況です。

そのため、本市では守口市下水道ストックマネジメント計画を平成 30 年度に策定し、守口処理場と、4 箇所のポンプ場の設備更新を行っています。

表 3-18 下水道施設供用開始年及び供用年数

管種		供用開始年	供用年数
守口市 終末処理場	A 系	昭和 47 年(1971 年)	50 年
	B 系	平成元年 (1989 年)	32 年
寺方ポンプ場		昭和 41 年(1966 年)	55 年
大枝ポンプ場	第 1	昭和 42 年(1967 年)	54 年
	第 2	平成 5 年(1993 年)	28 年
八雲ポンプ場		昭和 44 年(1969 年)	52 年
梶ポンプ場		昭和 51 年(1976 年)	45 年

② 今後の方針

○管路

布設から 50 年以上経過した管路が多く使用されている状況にありますが、特に状態が悪くないとされているコンクリート管の解消を目標に工事を進めます。

○処理場・ポンプ場

守口市終末処理場内にある寺方ポンプ場は昭和 41（1966）年から供用を開始しており、更新時期を迎えています。更新を実施するにあたり現存している污泥処理施設などを解体し、解体後の用地に新しいポンプ場の建設を予定しており、現時点で令和 11（2029）年度を目途に供用開始を予定しています。そこで、本市では、民間活力の活用により効率的かつ経済的に事業を進めるため、デザインビルド方式を採用し、設計及び各種工事を進めます。

また、八雲ポンプ場につきましては喫緊の課題として早急に建替方針などの検討を進めます。

5) 公園

① 現状と課題

本市には、管理対象公園が 183 公園あり、都市公園が 60 公園で 32.8%、児童公園が 92 公園で 50.3%を占めています。公園に付随する施設の老朽化や破損による修復・更新費がかさんでおり、その縮減を目的に、守口市公園施設長寿命化計画を平成 26(2014)年 2 月に策定しました。

表 3-19 種類別公園数

種類	平成 26 年 3 月		令和 3 年 3 月	
	数量	割合	数量	割合
都市公園	62 公園	33.7%	60 公園	32.8%
児童公園	87 公園	47.3%	92 公園	50.3%
その他公園	35 公園	19.0%	31 公園	16.9%
合計	184 公園	100.0%	183 公園	100.0%

出典：守口市公園施設長寿命化計画を基に令和 3（2021）年 3 月の状況に更新

② 今後の方針

安心安全と賑わい、地域の交流をコンセプトに選択と集中の考えのもと、未開設公園や利用度の低い公園の集約などを盛り込んだ戦略的な公園づくりや民間のノウハウを活かした管理運営等を目指す公園マスタープランを策定し、基本方針を確立します。

その中で、公園遊具においては、健全度判定に基づき、遊具の適正な撤去・更新を実施します。

一般施設（事後保全型管理施設）では、照明柱の建替えと併せて LED 化を進めるとともに、ベンチなどの休養施設など可能な限り更新等を実施し、遊戯施設（予防保全型管理施設）などの定期的な点検を実施します。

長寿命化に資する定期的な塗装及び消耗品交換などを実施します。

6) 自転車駐車場

① 現状と課題

本市では、放置自転車によって歩行者等の安全な通行と災害時における防災活動の確保の妨げなどが問題となり、放置自転車の移送や自転車駐車場の整備等の対策を行ってきています。整備から 30 年以上経過している自転車駐車場もあり、老朽化に伴う施設改修や建替えなどの検討が必要となっています。

表 3-20 自転車駐車場

自転車駐車場名	開設年度	延床面積 (㎡)
大日駅地下自転車駐車場	平成 15 年 (2003 年)	4,784.81
大日駅北第 1 自転車駐車場 (管理棟)	平成 8 年 (1996 年)	13.47
守口市駅トークティ自転車駐車場	昭和 60 年 (1985 年)	273.00
滝井・千林駅自転車駐車場 (管理事務所含む)	昭和 51 年 (1976 年)	1,123.00
太子橋今市駅自転車駐車場	平成 9 年 (1997 年)	672.05
守口市駅西自転車駐車場	昭和 58 年 (1983 年)	1,286.68
守口駅八島自転車駐車場	平成 13 年 (2001 年)	642.74
守口駅自転車駐車場 (管理棟)	令和 3 年 (2021 年)	4.8
合計	—	8,800.55

② 今後の方針

人口減少等、社会状況の変化による今後の公共交通需要の変化を踏まえ、自転車駐車場の配置を見直し、将来の最適配置のあり方を見通した整備・運営を行います。

第4章 計画の推進

4-1 計画の進行管理・マネジメント

(1) PDCAサイクルに基づくマネジメントの推進

今後、必要な公共施設サービスを適正に維持するためには、守口市公共施設等総合管理計画における方針（公共施設等の最適化、長寿命化の推進、「官」から「民」へのシフト）に基づき、公共施設マネジメントに取り組む必要があります。

計画の実効性の確保と着実な推進のため、PDCA サイクルに基づく進行管理により、計画の推進と継続的な改善を図る必要があります。

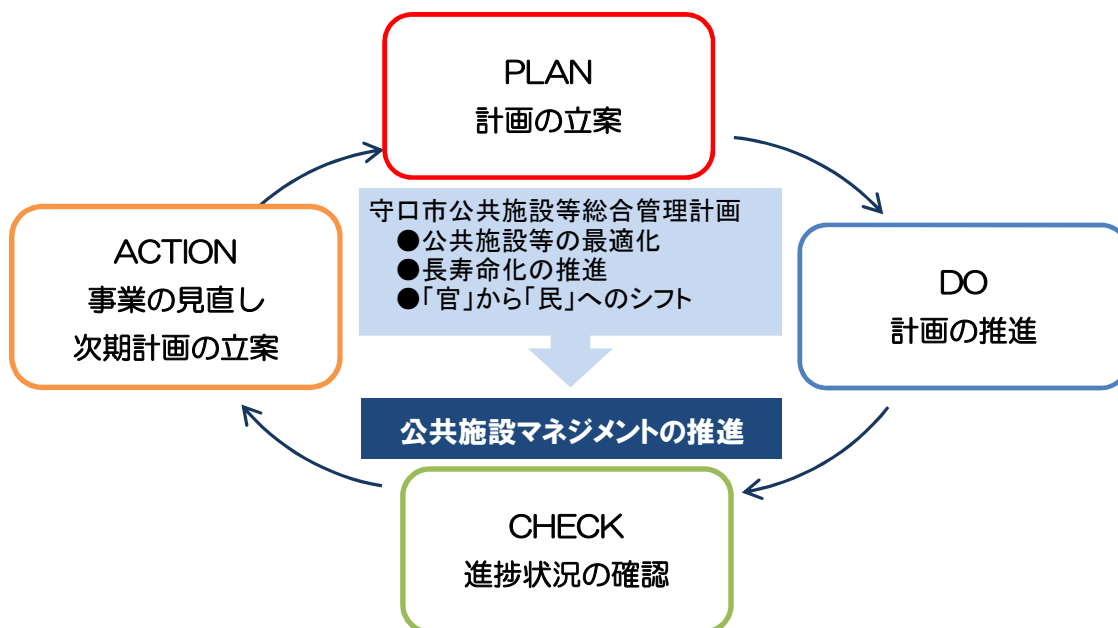


図 4-1 PDCAサイクルによる計画の進行管理イメージ

PLAN 計画の立案

「守口市公共施設等総合管理計画」に基づき、計画を進めます。

DO 計画の推進

「守口市公共施設等総合管理計画」における 3 つの基本方針（「公共施設等の適正化」「長寿命化の推進」「官」から「民」へのシフト）に基づき、各所管課と連携しながら施策を推進します。

また、計画的な維持管理を推進するための行動として、対策の優先順位が高いとされる施設の詳

細な劣化調査の実施、保全方法の検討と実施計画案の作成、予算との紐づけなど PDCA を意識した取り組みを行います。

CHECK 進捗状況把握及び評価

「守口市公共施設等総合管理計画」における目標の達成状況や関連する施策の進捗状況を把握し、以下の視点で評価を行います。

- ・必要性の視点（そもそも市民や社会のニーズはあるのか・市として実施する必要はあるのか）
- ・官・民の役割分担の視点（必要性はあるが民間によるサービスの提供が望ましくないか）
- ・有効性の視点（そのサービスを提供する手段は妥当か・所期の事業効果が発揮されているか）
- ・効率性の視点（効果に対してコストが過大ではないか：費用対効果）

ACTION 計画の見直し

進捗状況の評価結果を踏まえ、必要に応じて、施策に基づく次年度以降の具体的な取組内容、目標・指標の内容等を見直しを行います。また、10 年後に計画の評価を行い、次期計画へを見直しを行います。

(2)推進体制

本計画を推進するにあたり、これまで各施設の所管課で分散管理していた施設の維持管理・運営費や利用状況に関する情報を一元化し、定期的に更新することにより、継続的に施設の実態を把握する必要があります。

本市の財産活用課は、公共施設状況の一元管理や各施設の所管課との調整、進捗状況の管理など公共施設マネジメントを総括管理する組織として、各施設の所管課の意見や総合政策的観点、財政的観点からの意見など様々な意見を集約・調整しながら取組みを進めます。

(3)地方公会計の活用

本計画もしくは個別施設計画の見直しを行うにあたっては、地方公会計で毎年更新されている固定資産台帳を利用します。本計画の公共建築物と固定資産台帳情報との紐づけを行っており、毎年更新済の固定資産台帳情報を基に本計画の公共建築物の情報を更新することができ、適時適切な計画の見直しを実施します。

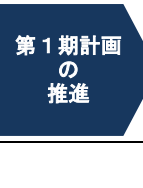
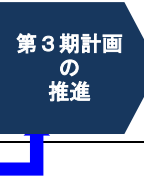
また、固定資産台帳情報の精緻化による本計画・個別施設計画の精度向上や、施設別セグメント分析の実施による維持管理コストや使用料の見直しを図るなど、施設マネジメントへの地方公会計のさらなる活用を進めます。

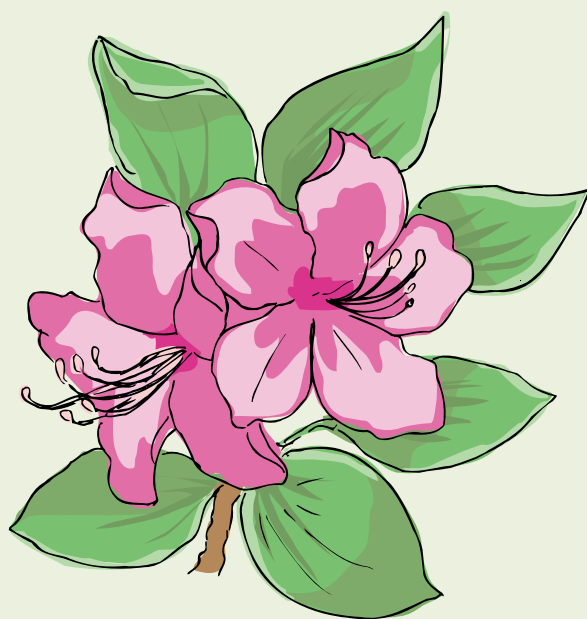
(4)進行管理のスケジュール

本計画の進行管理は、計画策定後の平成 29（2017）年度から毎年行うものとします。進行管理の

手順については、計画に定める取組みの実績を調査・集計し、取組み状況を評価した上で、適宜、見直しや改善を図ります。

表 4-1 進行管理のスケジュール

区分	第 1 期計画			第 2 期計画		第 3 期計画
	平成 26 年度 (2014 年度) ～ 平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度) ～ 令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度) ～ 令和 12 年度 (2030 年度)	令和 13 年度 (2031 年度)	令和 14 年度以降 (2032 年度 以降)
計画の推進						
進捗状況の把握						
取組み状況の評価						
計画の見直し						



守口市